

令和8年3月

新規学校卒業者対象 求人のしおり

はじめに

このしおりは、「新規学校卒業者の採用に関する指針」を基に作成されています。

新規学校卒業者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものであり、それが適切に行われるかどうかによって、その将来を左右することにもなるものです。しかし、新規学校卒業者は、職業や職場に関する知識・経験に乏しく、適切な職業選択と円滑な就職を行うためには、関係者の助言、援助を必要とします。

このしおりは、このような状況を踏まえ、新規学校卒業者の採用に関する秩序を確立し、その円滑な就職を促進することを目的として、新規学校卒業者を採用しようとする企業に考慮していただく事項をとりまとめたものです。

企業の皆様におかれましては、新規学校卒業者の採用について、このしおりを参考に、適正な募集・採用を行っていただくようお願いいたします。

ご不明な点は各ハローワークまでお問い合わせください。

！ 履歴書のパソコン作成について

令和6年度より、鹿児島県内のハローワークで受け付ける高卒求人には、履歴書のパソコン作成可否を記載していただいております。
詳細は45ページ及び52ページをご覧ください。

鹿児島労働局 職業安定部
ハローワーク(公共職業安定所)

も く じ

● 令和8年3月新規学校卒業者の採用に係るスケジュール表	1
● 令和8年3月新規学校卒業者対象の求人手続きと募集活動等のルール一覧表	2～3
● 新規学校卒業者を対象とした求人申込み手続きの流れについて	4
● 求人申込みにあたっての注意点について	5
● 新規高等学校卒業者就職慣行の見直しによる採用活動の留意点とお願いについて	6～7
● 高卒就職情報 WEB 提供サービスについて	8～9
● 新規学校卒業者の採用内定取り消し、入職時期繰下げ等の防止について	10～11
● 求人の連絡から推薦、選考、採用内定まで	12～14
● 秩序ある求人活動について	15～16
● 縁故募集の範囲について	17
● 男女雇用機会均等法にかなった新規学校卒業者の募集・採用について	18～20
● 就活ハラスメント対策リーフレット	21
● オンラインによる求人申込み方法	22～51
● 高卒求人の申込みをする際は履歴書のパソコン入力可否を記載してください	52
● 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご留意ください	54～55
● 求人票の見方のポイント（高卒）	56～57
● 求人票の見方のポイント（大卒）	58～59
● 全国高等学校統一用紙（履歴書、調査書）	60～61
● 応募前職場見学実施予定表について	62
● 推薦依頼校一覧表	63
● 就職承諾書	64
● 労働基準法等の法令遵守事項	65～71
● 鹿児島県の最低賃金	72
● 企業を高校生にアピールしませんか？（YouTube で企業情報を発信！）	74
● 若者雇用促進総合サイトに職場情報を登録しませんか？	75
● ユースエール認定企業について	76～77
● 新規学校卒業者を採用する際は労働関係法令の規定などを確認してください	78～79
● 固定残業代を賃金に含める場合は、適切な表示をお願いします	80～81
● 卒業後3年以内の既卒者は、「新卒枠」での応募受付を！	82～83
● 労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！	84～86
● 資 料 編	
◎ 新規高卒者・大卒者初任給情報（職業・産業・規模別）	88～89
◎ 鹿児島県内の高等学校等一覧表	90～95
◎ 鹿児島県内の大学等一覧表	96
◎ 鹿児島県内の専修学校一覧表（無料職業紹介事業届出校）	97
◎ 鹿児島県内の公共職業能力開発施設一覧表	98
◎ 新規学校卒業者等のための催しもの（面接会等）	99

令和8年3月 新規学校卒業者の採用に係るスケジュール表

区分	令和7年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
中学校					6/1	「求人票の受付」(安定所での受理・確認)開始											
					7/1	安定所間での「求人連絡」開始											
					7/1	求人者から学校への「求人要項・募集要項の送付」開始											
					7/1	「学校訪問」開始 (安定所に求人申込後、学校の了解のもとに行う。)											
												1/1	「推薦、選考、採用内定」開始				
高等学校					6/1	「求人票の受付」(安定所での受理・確認)開始											
					7/1	求人者への「求人票の返戻」開始											
					7/1	求人者から学校への「求人票の提示」、 安定所への「求人連絡」開始											
					7/1	求人者から学校への「求人要項・募集要項の送付」開始											
					7/1	「学校訪問」開始 (安定所に求人申込後、学校の了解のもとに行う。)											
												9/5	「推薦」開始(推薦文書の到着が9/5以降となること。)				
												9/16	「選考、採用内定」開始				
												※10月1日からは2社までの応募が可能 (鹿児島労働局またはハローワークが主催する面接会を通じての応募は、同時に応募する数の上限なし)					
大学等	2/1	「求人票の受付」開始															
	3/1	広報活動開始															
	4/1	学生への「求人票の提示」開始															
				6/1	「選考」「学校推薦」開始												
									10/1	「採用内定」開始							
																	※大学生等の就職・採用活動日程は内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省による関係省庁連絡会議で決定され、経済団体、業界団体等に対して、その遵守等を要請している。

大学等とは「大学(大学院を含む)、短期大学及び高等専門学校」をいう。
ハローワークにおいては専修学校卒業予定者および公共職業能力開発施設等長期間の訓練課程修了予定者についても同様の取扱いをする。
高等学校の「専攻科」については、大学等に準じた期日の取扱いもできる。

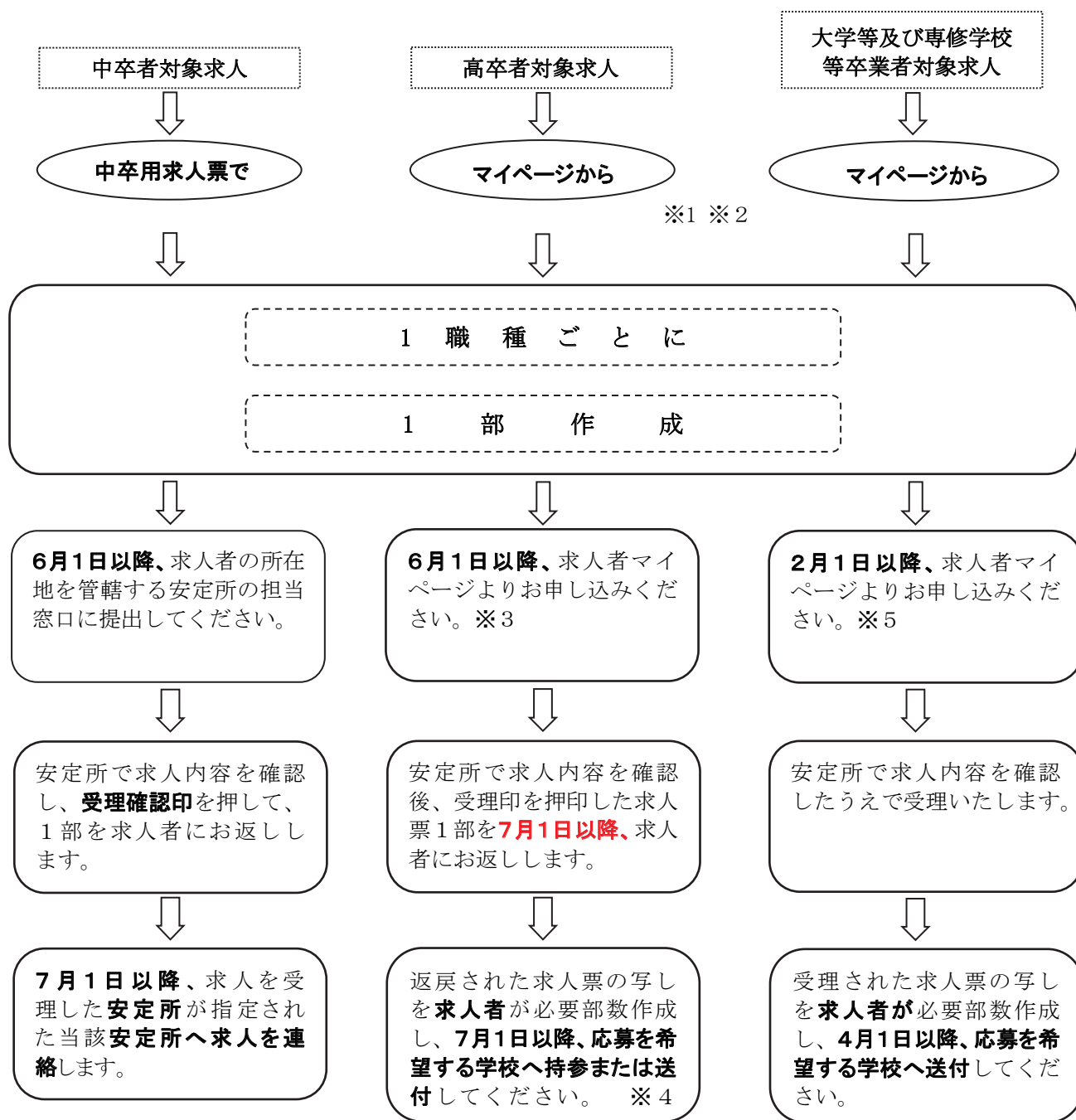
令和8年3月 新規学校卒業生対象の

学 校		中 学 校		高 等 学 校	
主 要 事 項				専攻科卒者については大学等卒者に準じた取扱いもできます。	
求 人 の 申 込	1 申込先	求 人 者 管 轄 安 定 所			
	2 提出書類等	中 卒 用 求 人 票	求 人 申 込 書(高 卒)		
			7月1日以降, 求人者に返戻する		
			職 種 別 に 1 部		
	3 申込開始時期	6 月 1 日			
募 集 活 動 の ル ー ル	4 学校等への求人連絡	7月1日以降	7月1日以降, 返戻された安定所確認印がある求人票の写しを求人者が応募を希望する学校へ持参または送付する		
		安 定 所 間 で 行 う			
	5 求人要項・募集要項	7月1日以降	7月1日以降, 求人票に添付して学校へ持参または送付する		
		求人連絡先安定所または学校へ直送			
		表紙に管轄安定所名と求人受理番号を明記すること 内容は求人票と矛盾しないこと 誇大表示をしないこと			
	6 学校訪問等開始時期	管轄安定所に求人申込み後, 学校の了解のもとに訪問する			
	7 家庭訪問	禁 止			
	8 直接募集・委託募集	禁 止			
	9 文書募集	禁 止	7月1日以降可		
	10 企業研究・説明会			「応募前職場見学」	
※ 夏休み期間など、進路担当教諭と調整の上で学校行事日程への影響の少ない日時に設定するようにお願いします					
選 考 ・ 採 用	11 紹介・推薦開始時期	1 月 1 日	9月5日以降, 各学校が応募書類を求人者に直接送付する		
		安 定 所 が 紹 介 す る			
	12 応募書類	職 業 相 談 票 (乙)	全 国 高 等 学 校 統 一 用 紙		
		求人者独自の社用紙など上記以外のものは使用しないこと			
	13 選考開始時期	1 月 1 日	9 月 16 日		
14 内定開始時期	1 月 1 日	9 月 16 日			
15 就業開始時期	4 月 1 日 以 降	実習・研修等を含めて卒業(卒業式)後とする			

求人手続きと募集活動等のルール一覧表

大学・短期大学・高等専門学校 専修学校（無料職業紹介事業届出校） 職業能力開発短期大学校(専門課程2年)		職 業 能 力 開 発 校		
		県立高等技術専門学校（普通課程）		
		中 コ ー ス	高 卒 コ ー ス 1 年 2 年	
求人者管轄安定所の場合	学校の場合	求 人 者 管 轄 安 定 所		
求 人 申 込 書（大 卒 等）	学校所定の 求人票	一 般 求 人 申 込 書		求人申込書(大卒等)
職 種 別 に 1 部		職 種 別 に 1 部		職 種 別 に 1 部
2 月 1 日		6 月 1 日		2 月 1 日
4月1日以降，求人票の写し を 求 人 者 が 学 校 へ 直 送		7 月 1 日以降		4 月 1 日以降
学生への求人票の提示は4月1日以降		安 定 所 間 で 行 う		
4月1日以降，求人者が学校へ直接送付する		7月1日以降，安定所 または施設へ直送		大 学 等 卒 の 取 扱 い に 準 ず る
求 人 票 と 矛 盾 し な い こ と 誇 大 表 示 を し な い こ と		求 人 票 と 矛 盾 し な い 誇 大 表 示 を し な い		
		求 人 申 込 み 後，学 校 の 了 解 の も と に 訪 問		
		禁 止		
		禁 止		
		禁 止	7月1日 以降可	
6月1日以降，各学校または学生（本人）が応募 書類を求人者に直接送付する		1 月 1 日	9 月 5 日	6 月 1 日
		公共職業安定所が紹介する		
各 学 校 で 定 め た 応 募 書 類 ま た は 本 人 の 適 性 ・ 能 力 に 関 係 な い 事 項 を 含 ま な い 応 募 書 類 を 使 用 し，社 用 紙 は 用 い な い こ と		公 共 職 業 安 定 所 が 交 付 す る 一 般 紹 介 状		
6 月 1 日		1 月 1 日	9 月 16日	6 月 1 日
10 月 1 日		1 月 1 日	9 月 16日	10 月 1 日
		訓練修了(修了式)後		

新規学校卒業者を対象とした求人申込み手続きの流れ



※1 マイページから申し込む場合(転用の仕方)

「新規求人登録」→「求人情報を転用して登録する」→「(求人区分)新規学卒者」→「高卒・大卒等」より昨年または一昨年の新卒求人を選んで作成してください。直近の学卒求人からの転用がスムーズです。

※2 求人者マイページをお持ちでない場合、ハローワークインターネットサービスの求人申込み(仮登録)からお申し込みいただけます。

※3 高校生は7月1日から求人票の閲覧を始めます。

求人票の作成には時間を要しますので、6月1日以降できるだけ早めの求人申込みを推奨します。

※4 インターネット公開求人は、「高卒就職情報WEB提供サービス」により、推薦依頼校以外の高校でもインターネットで求人検索、求人閲覧、求人票の印刷が出来ます。
なお、高校に推薦依頼される場合は63ページを参照ください。

※5 無料職業紹介事業の届出をしている大学等及び専修学校等へは、学校が定める求人票により、学校に直接求人を申し込むことが出来ます。(P96～97参照)

求 人 申 込 み に あ た っ て の 注 意 点

- 1 求人は求人者の所在地を管轄する公共職業安定所に申し込んでください。ただし無料職業紹介事業の届け出をしている大学等及び専修学校等には、直接求人を申し込むことができます。(P96～97の学校一覧表参照)
- 2 求人は、人事権（採用権）のある事業所単位で申し込んでください。
- 3 求人申込みは、その企業（事業所）の採用・人事責任者（社会保険労務士を含む）が行ってください。
- 4 求人申込書の作成については P22～P55 を参考にしてください。
- 5 求人票の求人条件は、採用時に必ず実施できる内容でなければなりません。
- 6 採用予定人数は適正な採用計画により決定してください。求人申込み後、求人条件等に変更が生じる場合は職業相談や学校の進路指導に支障をきたすことになりますので、直ちに文書（所定の様式）で安定所及び学校に通知しなければなりません。
- 7 学卒求人は、新規学校卒業者の進路選択をする上での重要な情報であることから、安易な求人取消、求人数の削減等をするものないようにしてください。事業継続の困難等によりやむを得ず求人取消、求人数の削減をしなければならなくなった場合でも、安定所の指導をもとに文書（所定の様式）での手続きが必要となります。一般求人と異なり、学卒求人を提出した後は、求人数削減や「充足」以外での求人取消しは原則できません。（高卒用求人は求人者マイページからの取消しはできません。）
- 8 求人の記載においては、採用職種の作業内容からみてどうしても不可となる具体的な条件のみを示してください。また、「仕事の内容」をより詳細に記入してください。単に「身体に障害のある人は困る」とか、「全肢健全であること」などのあいまいな条件を設けた求人については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって求人を受理しないことがあります。
- 9 中卒者及び高卒者対象の求人については、自動車運転免許証等の取得を採用条件としないようにしてください。（自動車運転免許証等の取得を記載する場合は「入社後取得可」としてください。）
- 10 男女雇用機会均等法により、募集・採用について、性別による差別は禁止されております。（詳しくは、P18～P20 参考）
- 11 学卒求人票の公開後、最低賃金改定により最低賃金を下回ることになった場合は賃金額の見直しをお願いします。最低賃金を下回ったままの求人票は公開できません。
- 12 「高卒用求人票」については「高卒就職情報WEB提供サービス」により各高校がインターネットで検索、閲覧できます。学校を指定する求人の場合、求人の非公開を選択する事はできますが、応募機会の均等を図るためにも、可能な限り公開について理解と協力をお願いします。
- 13 令和6年度より高卒求人作成の際は履歴書のパソコン入力可否を記載してください。詳細は45ページ及び52ページをご覧ください。

新規高等学校卒業生就職慣行の見直しによる 採用活動の留意点とお願いについて

◎ 就職慣行の見直し結果について

新規高等学校卒業生の就職機会を確保するとともに、極めて厳しい就職環境などに対応し、地域の状況等を踏まえた就職支援・職業紹介が円滑に推進されるよう、必要な事項の連絡・検討・協議等を行うことを目的として平成14年度より「鹿児島県高等学校就職問題検討会議」が設置され、従来のいわゆる「一人一社制」応募の就職慣行についての見直しが行われています。

(従 来)

採用選考開始日(9月16日)以降年間を通じて「一人一社応募制」

(令和7年度の取扱い)

・採用選考開始日(9月16日)から9月中は「一人一社応募制」

・10月1日以降は、一人二社までの応募を可能とする

・労働局またはハローワークが主催する高校生のための就職面接会を通じた応募は、複数応募が可能

◎ 見直しに伴う採用活動の留意点について

1 的確な採用計画(採用数・募集時期・方法など)の樹立と早期求人申込み

○選考月日・選考方法等の樹立をお願いします。

- ・求人申込み時に選考月日が未決定の場合は、9月5日の推薦開始日以前までにできるだけ早期に決定し、各高校へ通知するようお願いします。
- ・学科試験・面接を実施しない、いわゆる「書類選考」方式は極力行わないようにご配慮願います。

○早目の求人申込みをお願いします。(6月1日以降できるだけ早めの求人申込みを推奨します)

- ・安定所に配置されたハローワークシステムにより、安定所で受理した求人は登録、データベースに蓄積され、各高校でインターネットを通じて求人検索でき、即時の求人票の閲覧・印刷が可能になります。
- ・安定所での求人申込み時に応募前職場見学の実施について把握し、『高卒就職情報 WEB 提供サービス』(8～9 ページ参照)により情報が各高校に提供されます。

※**応募前職場見学**は求人企業と生徒との情報交換の機会を拡大するため夏休み期間等の学校行事への影響の少ない時期を利用し実施するものです。

実施される場合は応募前職場見学実施予定表（62ページ参照）を求人申込み時に一緒に提出ください。なお、学校と調整の上で、随時実施可能な場合は提出する必要はありません。

『高卒就職情報 WEB 提供サービス』などにより情報を得た生徒が、学校長名の「職場見学のお願い」を持参の上職場見学します。

（職場見学時のお願い）

職場見学は、生徒が応募先を決定するのに先立って、実際の仕事や職場への理解を深めるために行うものです。

職場見学の受け入れに当たっては、採用選考開始日前の採用選考の場とならないよう次の事項に留意願います。

- ・「職場見学のお願い」以外の書類(例えば応募書類などの書類)の提出を求めないでください。
- ・採用選考につながる質問をしたり、内定と受け取られるような話し方をしないようにしてください。

2 面接選考後の採用内定通知・承諾書について

○高校生は、**応募機会が制限されています(9月中は一人一社まで、10月以降は一人二社まで応募可)ので、応募締め切り後速やかに採用選考を実施するとともに、その結果通知については求人票に明記された期日を順守し、なるべく早目に学校と本人の双方に文書で通知してください。**

○採用内定通知後の就職承諾書の提出について

- ・就職承諾書の提出期限について、内定通知後10日程度の猶予期間を設けるようご配慮をお願いします。就職承諾書は64ページをご参照ください。

求人活動について

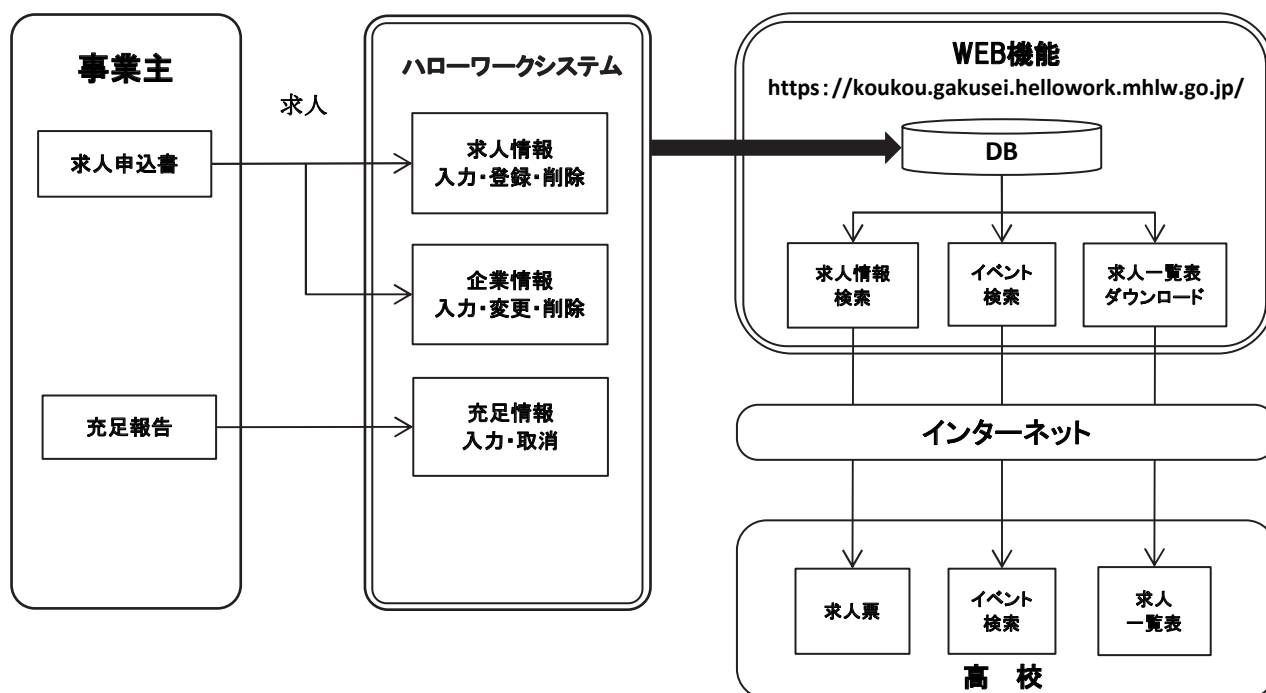
就職慣行の見直しにより、内定辞退者が発生する場合がありますが、『高卒就職情報 WEB 提供サービス』の導入による応募者の増加（採用機会の多様化～指定校以外からの応募者の検討）、従来からの指定校制のメリットなども十分に検討いただき、求人申込みについては、就職機会の均等提供について十分にご配慮いただくようお願いします。

高卒就職情報WEB提供サービスについて

高卒就職情報WEB提供サービスは、事業主から受理した求人票やイベントなど最新の求人情報を、高等学校の就職担当者に利用していただき、高卒求職者の就職活動を支援します。

システムイメージ

ハローワークで受け付けた公開可能な求人をインターネットを通じて全国の高等学校就職担当の方々に提供します。



※求人情報は高校でのみ閲覧可能です

ハローワークで受理した高卒求人については、高等学校就職担当の方々にインターネットにより求人情報を提供しています。

そのため、事業所が推薦依頼をしていない高校から応募者が出る場合もあります。応募の際には、事前に高校から応募が可能か否かの問い合わせがあります。

依頼校ではないからという理由だけで拒否せずに、同様に選考対象としていただくようお願いします。

なお、応募を指定の学校に限る等、インターネット非公開を希望する場合は、求人申込み時にお申し出いただくようお願いいたします。

高卒就職情報WEB提供サービス

[ログイン](#)[サイトマップ](#)[お問い合わせ先](#)

当ホームページでは、高等学校就職担当の方々に、全国労働局管内の求人情報を提供しています。

新着情報・お知らせ

表示されている最新情報をクリックすると、各情報の詳細な内容を確認できます。

- 2024年12月2日 [【重要】高卒就職情報WEB提供サービスの停止について【2024年12月27日\(金\)19時00分～2025年1月6日\(月\)8時30分】](#)
- 2024年10月3日 [メンテナンス作業実施に伴う高卒就職情報WEB提供サービスの停止について](#)
- 2024年7月1日 [新年度用の利用者IDでログインできます](#)

[その他のニュースへ](#)

全国高等学校便覧

全国高等学校便覧をご覧になりたい方は、こちらをご覧ください。

[全国高等学校便覧一覧へ](#)

検討会議実施結果

都道府県高等学校就職問題検討会議実施結果をご覧になりたい方は、こちらをご覧ください。

[令和6年度\(令和7年3月\)卒業者に係る検討結果一覧表\(令和6年6月現在\)](#) [PDF:362KB]

[検討会議実施結果一覧へ](#)

操作ガイド

高卒就職情報WEB提供サービスマニュアル・学校の先生用・PDFファイル

[高卒就職情報WEB提供サービスマニュアル・学校の先生用](#) [PDF:5.94MB]

求人のお申し込み方法、採用の流れ

求人のお申し込みをされる方は、こちらをご覧ください。

[求人のお申し込み方法、採用の流れ](#)

job tag(職業情報提供サイト(日本版O-NET))

job tag(職業情報提供サイト(日本版O-NET))はこちらからご覧ください。

<https://shigoto.mhlw.go.jp>

本サイトの利用方法をご覧になりたい方は、こちらをご覧ください。操作・活用マニュアルも同ページからダウンロードできます。

<https://shigoto.mhlw.go.jp/User/howto>

ログイン

検索サービスおよびダウンロードサービスをご利用になる場合は、管轄の各安定所より、発行される「利用者ID」と「パスワード」を入力しログインしてください。

利用者ID

パスワード

[ログイン](#)

[サービスご利用時の注意](#)
[ID・パスワードをお忘れの方](#)

「ユースエール認定制度」 をご存じですか？

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

[※詳しくはこちらをご覧ください。\(厚生省HPユースエールのページへ\)](#) ■



若者雇用促進法に基づいて職場情報の提供を行う企業の情報を検索できるデータベースです。

求人票の見方・求人申込書の書き方についてはこちら

■求人票の見方

[求人票\(高卒\)の見方のポイント](#) [PDF:3615KB]
[会社選びのポイント](#) [PDF:9131KB]

■求人申込書の書き方

[求人申込書\(高卒\)の書き方のポイント](#) [PDF:623KB]



※PDFファイルの閲覧にはAdobe Readerが必要です。

新規学校卒業者の採用内定取り消し，入職時期繰下げ等の防止

新規学校卒業者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものであり、それが適切に行われるかどうかによって、その将来を左右することにもなるものです。

新規学校卒業者の採用をお考えの事業主の皆様には、次の事項について十分に考慮し、適切な採用活動を行っていただくようお願いいたします。

◆採用内定の取消しについて◆

事業主の一方的な都合による採用内定取消しは、対象となった学生・生徒及びその家族に計り知れないほどの打撃と失望を与えるとともに、社会全体にも大きな不安を与えるものであり、決してあってはならない重大な問題です。

事業主は、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講じることが求められます。（新規学校卒業者の採用に関する指針）

採用内定により労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定取消しは、解雇に当たり、労働契約法第 16 条の解雇権の濫用についての規定が適用されます。

したがって、採用内定取消しについても、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利を濫用したものとして無効となります。

やむを得ない事情により、新規学校卒業者の採用内定取消しを行おうとする事業主は、所定の様式により、あらかじめハローワーク及び学校の長に通知することが必要です。（職業安定法施行規則第 35 条 2 項）

採用内定により労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定取消しには、労働基準法第 20 条、第 22 条等の規定が適用されます。

このため、やむを得ない事情により採用内定取消しを行おうとする場合には、使用者は解雇予告等解雇手続きを適正に行う必要があるとともに、採用内定者が採用内定取消しの理由について証明書を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する必要があります。

事業主は、採用内定取消しの対象となった学生・生徒の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、学生・生徒からの補償等の要求には誠意を持って対応することが求められます。（新規学校卒業者の採用に関する指針）

◆入職時期の繰下げについて◆

事業主の一方的な都合による入職繰下げは、学生・生徒の当該企業に対する信頼を損ない、卒業後の職業生活に影響を与えかねない重大な問題です。

やむを得ない事情により、新規学校卒業者の入職時期繰下げを行おうとする事業主は、所定の様式により、あらかじめハローワーク及び学校の長に通知する必要があります。

(職業安定法施行規則第 35 条第 2 項)

【参考】

事前通知制度の対象となる「入職時期繰下げ」は、その態様により、以下の通り分類されます。

- ① 採用内定の際に定められていた入社日は変更しないものの、事業主の都合により休業させ、実際の就業をさせない措置（いわゆる自宅待機）
- ② 事業主の都合により、採用内定の際に定められていた入社日を延期する措置（いわゆる入社日の延期）

採用内定の際に定められていた入社日は変更しないものの、事業主の都合により休業させ、実際の就業をさせない措置（自宅待機）を行う場合には、その時期について、労働基準法第 26 条に定める休業手当を支払う必要があります。

事業主の都合により、採用内定の際に定められていた入社日を延期する措置（入社日の延期）を行う場合には、原則として採用内定者の合意を得る必要があります。

事業主は、入職時期繰下げを受けた学生・生徒からの補償等の要求には誠意を持って対応することが求められます。（新規学校卒業者の採用に関する指針）

◆一方的な労働条件の変更について◆

事業主の都合による労働条件の変更は、入職後の職業生活に影響を与えかねない重大な問題です。

採用内定の際に定められていた労働条件をその後変更する場合には、原則として採用内定者の合意を得る必要があります。

採用内定の際に定められていた労働条件と大きく異なるなど、採用内定者が同意しがたい労働条件の変更を提示された結果、やむを得ず内定を辞退するような事例は、本来は採用内定取消しとして取り扱うべき事案である可能性がありますので、ハローワークが事実関係を確認し、内定取消し通知書を提出するよう指導する場合があります。

◆内定辞退の強要について◆

本人の意思に反して、内定辞退を強要するようなことは決してあってはならないことです。

本人の意思に反して内定辞退を強要するなどの不適切な事例は、本来は採用内定取消しとして取り扱うべき事案である可能性がありますので、ハローワークが事実関係を確認し、内定取消し通知書を提出するよう指導する場合があります。

求人の連絡から推薦、選考、採用内定まで

1 【中学校】

- (1) 求人内容を確認後、求人者の控えとして受理確認印を押した求人票 1 部をお返しします。
求人者の連絡は、求人を受理した公共職業安定所が行います。県内・県外を問わず、連絡を希望される地域を申し出てください。
- (2) 推薦開始日…令和 8 年 1 月 1 日
紹介状及び応募書類「職業相談票(乙)」の求人者への送付は、学校の所在地を管轄する公共職業安定所が行い、管轄地域外の求人への応募については、求人者の所在地を管轄する公共職業安定所を経由して求人者へ応募書類が送付されます。
- (3) 選考、採用内定開始日…令和 8 年 1 月 1 日
求人者は送付された「職業相談票(乙)」により採否を速やかに決定し、紹介状にある「採否結果通知書」により、求人を申し込んだ安定所及び紹介を行った安定所に対して、採否の結果を通知してください。不採用の場合には、その理由を明確にし、紹介安定所への通知に合わせて「職業相談票(乙)」を必ず返送してください。
- (4) 採用決定者に対しては、事業所において「採用通知書」を作成し、本人、保護者及び学校に通知するとともに、「事業所の内容」や「社会人としての心構え」などの詳細な情報を提供し、未赴任の防止に努めてください。
- (5) 入社（赴任）時期については実習、研修等を含めて、令和 8 年 4 月 1 日以降とし、日時が決定しだい、本人と学校へ通知してください。（労働基準法第 56 条の規定により）

2 【高等学校】

- (1) 公共職業安定所で求人内容を確認後、7 月 1 日以降、受理印を押印した求人票 1 部をお返しします。返戻された求人票の写しを必要部数作成し、求人要項・募集要項・企業案内等と一緒に、7 月 1 日以降、応募を希望する学校に持参または送付してください。
- (2) 求人は特定の学校に限定しないで、広く多くの生徒に募集の機会が与えられるよう特にご理解をお願いします。推薦依頼の目安は、求人数の 3 倍程度としてください。
- (3) 定時制・通信制課程のある高等学校には、全日制と同様に求人を連絡してください。
- (4) 推薦開始日…令和 7 年 9 月 5 日
応募書類は「全国高等学校統一用紙」を用います。（社用紙は絶対に使用しないこと）
選考日時・場所、試験内容等について、早めに学校と本人あて文書で通知してください。
※「全国高等学校統一用紙」の履歴書について、パソコン入力の可否を求人申込み時にお示しください。詳細は 45 ページ及び 52 ページをご覧ください。
- (5) 選考、採用内定開始日…令和 7 年 9 月 16 日
求人者は書類選考及び面接等により採否を速やかに決定し、採否の結果を本人及び学校に文書で通知してください。不採用の場合には、その理由を明確に記載し、学校への通知に合わせて「全国高等学校統一用紙」を必ず返送してください。

- (6) 採用決定者に対しては「事業所の内容」や「社会人としての心構え」などの詳細な情報を提供し、未赴任の防止に努めてください。
- (7) 入社（赴任）の時期については卒業（式）後とし、日時が決定しだい、本人と学校あてに通知してください。
- (8) 「専攻科」の卒業者を対象とする求人については、大学等卒業者を対象とした求人の取扱い期日に準じて、求人申込、推薦、選考、採用内定が行えます。詳しくは公共職業安定所にお問い合わせください。

3 【大学等（大学、短期大学、高等専門学校）】

- (1) 公共職業安定所で求人内容を確認、受理後、4月1日以降、応募を希望する学校に求人票の写しを送付してください。
- (2) 企業と学生との面接開始…令和7年6月1日以降
企業は、学生の職業選択の機会均等の主旨に沿うよう、平等・公平な取扱いを行うとともに、自由な就職活動の機会を妨害するような拘束をしないようお願いします。
- (3) 学校推薦開始日…令和7年6月1日
応募書類は「各学校で定めた指定書類」または「本人の適性・能力に関係ない事項を含まない応募書類」を用います。
- (4) 採用内定開始日…令和7年10月1日

4 【専修学校等（専修学校、公共職業能力開発施設高卒2年課程）】

取扱いは大学等卒対象求人に準じます（P3 参照）が、無料職業紹介事業届出校以外では職業紹介が行えませんので、推薦依頼可能な学校については公共職業安定所にお問い合わせください。（県内の該当校については P97～98 参照）

5 【職業能力開発校（高等技術専門校）】

県内高等技術専門校（P98 参照）の普通課程修了者を対象とする求人は、求人者の所在地を管轄する公共職業安定所に申し込んでください。求人の取扱い等については、P3 を参考にしてください。

6 【その他の注意事項】

新規学校卒業者のうち障害者である学生の常用就職については、公共職業安定所の紹介処理（応募者の求職登録、求人申込、安定所の紹介状交付）がないと特定求職者雇用開発助成金等の各種援助措置の対象にはなりませんので、ご注意願います。

学卒求人（高卒）作成・提出にあたっての注意事項

学卒求人（高卒）（以下「高卒求人」という）の申込みにあたっての注意事項をまとめましたので、高校生の適正かつ公正な採用にお役立てください。

なお、高卒求人の注意事項として示しておりますが、大卒等求人にも当てはまることですので、ご留意ください。

また、お申し込みいただく求人につきましては、学校長が安心して生徒を推薦できますよう、ひいては、適材適所となる人材を企業が的確に確保できますよう、今一度、求人の内容についてご確認をお願いします。

（１） 学卒者の採用枠を確保していただくことが重要です。

- 生徒は、先生や保護者との三者面談等を通じ、悩みながら自分の希望に合う求人を選定し、１人１社制のもと応募先の採用選考に向けた準備を行います。

そのため、一度提出された求人の取消しや採用数の削減をしてしまうと、それまでにその求人を応募先として決めていた生徒は、最初から進路を考え直さなくてはならない状況となり、時期によっては、すでに、希望する他の求人が充足していることもあり、限られた中から応募先を選定しなければならなくなります。

- 事業主の皆様が高卒求人を提出する際は、翌年度に向けての業況判断（高卒求人の採用数が確実に確保できるかどうか）はもとより、高卒求人提出後に一般・中途採用、大学生等の採用内定により、高卒求人の採用枠を埋めてしまうことがないように、**高卒求人の採用数とそれ以外の求人の採用数は別のもの**であると認識していただくことが必要です。したがって、**一般求人とは異なり、高卒求人を提出した後は、求人数削減や「充足」以外での求人取消しは原則できません。（大卒等求人についても同様です。）**

（２） 詳細でわかりやすい「仕事内容」や「労働条件」等の記入が必要です。

- 応募する生徒は、これまで学校生活を中心に送っており、労働法令や社会慣行には詳しくありません。そのため、事業主が各種労働法令、青少年雇用情報等、適正な労働条件を設定した高卒求人を、ハローワークが確認した上で、学校を通じて紹介することにより、生徒が安心して応募することができるようになります。
- 記載内容が少なかったり、法令等の違反が疑われたりする場合は、ハローワークから助言や指導をすることがありますので、高卒求人を充実させるためにもご協力をお願いします。
- 高卒求人作成の際は、生徒が応募する際に、できる限りその内容を理解できるよう、わかりにくい、難しい表現や誤解を招くような表現などがないように平易な表現につとめていただきますようご協力をお願いします。
- 令和６年度より高卒求人作成の際は履歴書のパソコン入力可否を記載していただいております。詳細は 45 ページ及び 52 ページをご覧ください。

秩序ある求人活動について

新規学卒者を対象とする求人活動については、行き過ぎた求人活動による弊害を未然に防止し、求人秩序を確立するため、次のような規制措置がありますので充分にご留意ください。

1 家庭訪問の禁止

求人活動のために中学・高校在生徒の家庭を訪問することは、全面的に禁止されております。

2 学校訪問の規制

求人活動としての中学・高校への訪問は、職業指導上必要と認められる次の場合において、安定所への求人申込後、学校の事前の了解のもと7月1日以降に行うようにしてください。

- (1) 職務の内容等求人内容について求人票記載事項の補足説明を行う場合
- (2) 採用、雇用管理の方針等求人票に記載できない事項について説明を行う場合

3 文書募集の規則

中学・高校卒業予定者は、職業についての知識経験が乏しく、職業を選択する能力が十分ではないため学校と安定所が十分職業指導を行った上で職業選択を行わせることになっておりますので、就職情報関係出版物、新聞広告等による文書募集については次により行ってください。

- (1) 中卒者を対象とする文書募集は、禁止されております。
- (2) 高卒者を対象とする文書募集は、7月1日以降可能ですが、これを行う場合には、次の条件によります。

- イ 安定所へ申込みを行った求人であること。
- ロ 求人者管轄安定所名、求人番号を記載すること。
- ハ 求人票記載内容と異なる内容のものでないこと。
- ニ 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

4 直接募集・委託募集の禁止

新規学卒者を対象とした直接募集（求人者が直接生徒に働きかけて応募を勧誘すること、また求人者に雇用されている者が、求人者の指示により求人者のために、直接生徒に働きかけて応募を勧誘すること。）及び委託募集（求人者が雇用者以外の者をして、新規学卒者の募集を行わせること。）はできないことになっております。

5 利益の供与の禁止

求人者又はその委託を受けた者が、新規学卒者、その保護者、その他関係者に対し、金品又は利便の供与を行うことは禁止されております。

6 求人秩序を乱す行為に対する措置

- (1) 求人者が行う選考の方法が不適切な場合（面接時の不適切な質問等も含む）又は選考の為に必要としている書類が適性を欠く場合等、就職の機会均等が損なわれるおそれがある場合は、求人者に対し、学校及び安定所から指導することになっております。
- (2) 不公正な求人活動を把握した安定所は、これを行った求人者の名称、不公正な求人活動の概要等を求人者管轄安定所に通報することになっております。
- (3) 指導に応じない求人者又は極めて悪質な不公正求人活動を行った求人者から、次年度新規学卒者を対象とする求人が申し込まれた場合は、安定所において求人票「特記事項」欄にこの事実を記載することになっております。

「採用選考時に配慮すべき事項」～就職差別につながるおそれがある14事項～

次の①～⑪の事項を、エントリーシート・応募用紙に記載させる、面接時において尋ねる、作文を課すなどによって把握することや、⑫～⑭を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

本人に責任のない事項の把握

- ①「本籍・出生地」に関する事
- ②「家族」に関する事(職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など)
- ③「住宅状況」に関する事(間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など)
- ④「生活環境・家庭環境など」に関する事

本来自由であるべき事項(思想・信条にかかわること)の把握

- ⑤「宗教」に関する事
- ⑥「支持政党」に関する事
- ⑦「人生観・生活信条など」に関する事
- ⑧「尊敬する人物」に関する事
- ⑨「思想」に関する事
- ⑩「労働組合(加入状況や活動歴など)」、「学生運動などの社会運動」に関する事
- ⑪「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関する事

採用選考の方法

- ⑫「身元調査など」の実施
- ⑬「本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類(社用紙)」の使用
- ⑭「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

(注1)「戸籍謄(抄)本」や本籍が記載された「住民票(写し)」を提出させることは、①の事項の把握に該当することになります。

(注2)「現住所の略図等」を提出させることは、③④などの事項を把握したり、⑫の「身元調査」につながる可能性があります。

(注3)⑭は、採用選考時において合理的・客観的に必要性が認められない「健康診断書」を提出させることも意味します。

男女雇用機会均等法にかなった 新規学校卒業者の募集・採用について

- ◎ 新規学校卒業者を対象とした募集・採用についても、男女雇用機会均等法上「性別による差別を禁止する規定」が適用されます。

また、性別以外の事由を要件とする省令で定める措置について、合理的理由がない場合、間接差別の禁止規定が適用されます。

- ◎ 求人連絡先学校を指定する事業主の方は、求人票の記載に当たって、できるだけ多くの生徒に応募・選考の機会を与える観点から、求人票を広く指定校以外にも公開していただきますようご配慮をお願いします。

- **新規学校卒業者を対象とする募集も、男女不問求人となります。**

* 求人票の記載に当たっては、求める適性・能力、労働条件、職務内容、職場の特徴等を学生・生徒が的確に把握でき、その上での応募となりますよう詳細な記入をお願いします。

- 特に、高卒用求人申込書の記載に当たって、**特定の男子校や女子校に人数を明示して推薦依頼をされる場合には、男女雇用機会均等法上問題となることがあります。**

* 募集・採用において男女雇用機会均等法で禁止される性別による差別的取扱い及び間接差別の具体例については 19～20 ページをご覧ください。

* 詳しくは、公共職業安定所へお問い合わせください。

《募集・採用において禁止される性別による差別的取扱いについての具体例》

1 募集又は採用に当たって、その対象から男女のいずれかを排除すること。

- ① 一定の職種（いわゆる「総合職」、「一般職」等を含む。）や一定の雇用形態（いわゆる「正社員」、「パートタイム労働者」等を含む。）について、募集又は採用の対象を男女のいずれかのみとすること
- ② 募集又は採用に当たって、男女のいずれかを表す職種の名称を用い（対象を男女のいずれかのみとしないことが明らかである場合を除く）、又は「男性歓迎」、「女性向きの職種」等の表示を行うこと
- ③ 男女をともに募集の対象としているにもかかわらず、応募の受付や採用の対象を男女のいずれかのみとすること
- ④ 派遣元事業主が、一定の職種について派遣労働者になろうとする者を登録させるに当たって、その対象を男女のいずれかのみとすること

2 募集又は採用に当たっての条件を男女で異なるものとする。

- ① 募集又は採用に当たって、女性についてのみ、未婚者であること、子を有していないこと、自宅から通勤すること等を条件とし、又はこれらの条件を満たす者を優先すること

3 採用選考において、能力及び資質の有無等を判断する場合に、その方法や基準について男女で異なる取扱いをすること。

- ① 募集又は採用に当たって実施する筆記試験や面接試験の合格基準を男女で異なるものとする
- ② 男女で異なる採用試験を実施すること
- ③ 男女のいずれかについてのみ、採用試験を実施すること
- ④ 採用面接に際して、結婚の予定の有無、子供が生まれた場合の継続就労の希望の有無等、一定の事項について女性に対してのみ質問すること

4 募集又は採用に当たって男女のいずれかを優先すること。

- ① 採用選考に当たって、採用の基準を満たす者の中から男女のいずれかを優先して採用すること
- ② 男女別の採用予定人数を設定し、これを明示して、募集すること。又は、設定した人数に従って採用すること

- ③ 男女のいずれかについて採用する最低の人数を設定して募集すること
- ④ 男性（女性）の選考を終了した後で女性（男性）を選考すること

5 求人の内容の説明等募集又は採用に係る情報の提供について、男女で異なる取扱いをすること。

- ① 会社の概要等に関する資料を送付する対象を男女のいずれかのみとし、又は資料の内容、送付時期等を男女で異なるものとする
- ② 求人の内容等に関する説明会を実施するに当たって、その対象を男女のいずれかのみとし、又は説明会を実施する時期を男女で異なるものとする

《募集・採用において合理的理由がなく間接差別として禁止される取扱いの具体例》

1 募集又は採用に当たって、身長、体重、又は体力を要件とすること。

- ① 荷物を運搬する業務を内容とする職務について、当該業務を行うために必要な筋力より強い筋力があることを要件とする場合
- ② 荷物を運搬する業務を内容とする職務ではあるが、運搬等するための設備、機械等が導入されており、通常の作業において筋力を要さない場合に、一定以上の筋力があることを要件とする場合
- ③ 単なる受付、出入者のチェックのみを行う等防犯を本来の目的としていない警備員の職務について、身長又は体重が一定以上であることを要件とする場合

2 募集又は採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること。

- ① 広域にわたり展開する支店、支社等がなく、かつ、支店、支社等を広域にわたり展開する計画等もない場合
- ② 広域にわたり展開する支店、支社等はあるが、長期間にわたり、家庭の事情その他の特別な事由により本人が転勤を希望した場合を除き、転居を伴う転勤の実態がほとんどない場合
- ③ 広域にわたり展開する支店、支社等はあるが、異なる地域の支店、支社等で管理者としての経験を積むこと、生産現場の業務を経験すること、地域の特殊性を経験すること等が幹部としての能力の育成・確保に特に必要であるとは認められず、かつ、組織運営上、転居を伴う転勤を含む人事ローテーションを行うことが特に必要であるとは認められない場合

就活ハラスメント 対策リーフレット



あなたがつくる
ハラスメントのない
あかるい社会



企業は「就活ハラスメント」防止への対応を！

就活ハラスメントは、企業にとって大きなリスク！

ハラスメントを受けた学生にとって大きな心理的ダメージとなるだけでなく、企業にとっても、

- 「就活ハラスメントを起こした会社」として、企業の社会的信用を失い、企業イメージの低下
- 就職後の職場でもハラスメントが横行している会社だと学生に認識され、応募が減少する可能性
- 働いている従業員にも、働く意欲やモラルの低下により生産性に悪影響が及び、貴重な人材の退職・流失等のリスク

が生じる重大な問題です。

重要

労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法に基づく指針においては、就活ハラスメントを防止することが望ましいと明記されています。

- 雇用管理上の措置として、職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、就職活動中の学生等に対するハラスメントについても同様の方針を示すことが望ましい
- 就職活動中の学生等から職場におけるハラスメントに類すると考えられる相談があった場合に、その内容を踏まえて、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましい

具体的には、

- 全従業員（特に採用担当者）に対し、就活ハラスメントを含む、すべてのハラスメントを禁止する方針を明確にしましょう。
- 就活ハラスメントを行った場合には、その行為者を処分する社内規定や規則（懲戒処分等）を設け、周知しましょう。
- 採用担当者を含む従業員にハラスメント防止に関する研修を継続的に実施しましょう。階層別に研修を実施するのも効果的です。
- 学生と接する際、採用担当者は可能な限り2名以上とし、オンラインも含め面談やオリエンテーションの際は複数名で対応するなど、採用活動におけるルールを明確にしましょう。
- 学生向けに就活ハラスメント相談窓口を設置し、周知しましょう。



これって「就活ハラスメント」？

「就活ハラスメント」とは、「就職活動中やインターンシップの学生等に対するセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント」のことをいい、立場の弱い学生等の尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。



面接で「恋人はいるのか」と質問されたり、オンライン面接時に「全身を見せて」と言われた。



女子学生に対し、採用の見返りに不適切な関係を迫った。これを断ると、「うちの会社には絶対入社させない」と不採用にした。



インターンシップで食事やデートにしょつこ誘われた。



インターンシップ中の学生に対し、人格を否定するような暴言を吐いた。



就活ハラスメント防止に向けた具体的取組・導入のヒント

就活ハラスメント防止に取り組んでいる企業にはいくつかの共通項があります。これら対策に着手する場合や取組の見直しを検討している場合は、次の3点に着目してはいかがでしょうか？



基本的な対策

「公正な採用選考」に基づいた面接実施

「公正な採用選考」とは、厚生労働省が事業主をお願いしている採用選考の在り方。「応募者の基本的人権の尊重」「適性・能力に基づいた採用基準」という、「公正な採用選考」の考え方に沿って面接等を行うことは、就活ハラスメント防止においても基本的な方針となります。

効果的な対策

リクルーターの行動指針やマニュアル策定

就活ハラスメントの中でも特にセクシュアルハラスメント（セクハラ）は、社員がリクルーターとして活動するOB・OG訪問や面談時に起こりやすいことがわかっています。その対策として、行動指針やマニュアル、ガイドブックの策定・活用を含む、リクルーターへの研修は有効です。

一歩踏み込んだ対策

応募者の個人情報の限定利用

選考に多少の不便さがあっても、ハラスメントの芽を摘むことがより大切です。就活ハラスメントがそもそも発生しない状況をつくるため、面接官等に対し、学生の個人情報を一部非公開にして、個人情報が悪用されるのを防止するなどの対策を取り入れるのもよいでしょう。



就活ハラスメント防止に取り組んでいる
10社の企業事例はこちらから！

就活ハラスメント防止対策企業事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001060585.pdf>



新卒求人のお申込みは、オンラインがやっぱり便利

ハローワークインターネットサービスの操作方法動画

ハローワークインターネットサービスにおけるオンラインで可能な手続き（求人者マイページの開設方法）の操作方法について、以下の動画でご案内しています。

1. 厚生労働省ホームページの「ハローワークインターネットサービスご案内」をご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29060.html
2. **ハローワークインターネットサービスの操作方法動画** をクリック！！

※操作方法が不明な場合は、ぜひご参照ください！

初めての事業所登録・求人申込み

(ハローワークに求人を出したことがない事業者の方)

マイページ開設・事業所登録

厚生労働省職業安定局 首席職業指導官室

事業所情報の入力の仕方は、左記動画以外に、別途リーフレットでもご案内しております。(ダウンロード可)

※厚生労働省ホームページ内・左記動画の下にあります「ご案内リーフレット」をご参照下さい。



ハローワークにマイページアカウントを登録済みの場合

(ハローワークで事業所登録済みの事業者の方)

マイページ開設

厚生労働省職業安定局 首席職業指導官室



事業主の皆さまへ

ハローワークは貴社の人材確保を 全力でサポートします

オンラインによるサービスも充実

■ポイント1 まずは求人者マイページを開設

ハローワークインターネットサービスで求人者マイページを開設すると、**オンラインで求人のお申し込み**ができます。

■ポイント2 マイページ開設で充実したサービスが利用可能に

マイページを開設すると、以下のサービスがご利用いただけます。

- ①ハローワークインターネットサービスで**求人を見た方からの直接応募**が可能に
- ②ハローワークからの**紹介もオンライン**で受けることができます
- ③求職情報を公開している**求職者へ、直接アプローチ**できます

※いずれの場合も、求職者もマイページを開設している必要があります。

■ポイント3 マイページ利用で採用事務が効率的に

求人者マイページ上で選考結果の登録や、応募者とのメッセージのやりとりなどができ、**採用事務を効率的**に進められます。

■ポイント4 まずはハローワークを使ってみる

よりよい人材を確保するためには、**地域の労働市場の状況等をよく知る専門機関・ハローワークにご相談**いただくことが効果的です。希望する人材の確保に向けた提案を行います。

お問い合わせ先

■ハローワークインターネットサービス

「求人のお申し込み」、「求人者マイページ」の開設

ハローワークインターネットサービス

【URL】
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



■操作方法に関するお問い合わせ

「ハローワークインターネットサービス」や「求人者マイページ」の操作方法に関するお問い合わせ

電話番号：0570-077450 受付時間 平日9:30～18:00（年末年始、祝日除く）

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。
※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

メール： helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

■全国のハローワーク所在地

【URL】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork



ハローワークインターネットサービスからの申込み手順

HelloWork Internet Service
ハローワーク インターネットサービス

ログイン

ログアウト

厚生労働省

ホーム（求人／応募管理）

メッセージ

事業所情報設定

ホーム > 求人登録

ページ
最下部へ

求人仮登録

1. 求人区分等 2. 事業所情報 3. 4. 5. 6. 保険・年金・定年等 7. 選考方法

求人区分等登録

※「前へ戻る」や上部のナビゲーションバーで前画面に戻れます。情報を保存させたい画面まで進んでください。

必須

と表示されている項目は、必ず入力してください。

任意

と表示されている項目は、可能な範囲で入力してください。
詳しい入力方法は、「事業所・求人情報の入力方法」をご覧ください。

求人区分

区分1 ②

☐ 一般 ☒ 新規学卒者等 ☐ 季節 ☐ 出稼ぎ

☐ 障害者（任意）

区分1 詳細

☐ 大卒等

大卒等詳細

1つ以上選択してください。

☐ 大学院 ☐ 大学 ☐ 短大 ☐ 高専 ☐ 専修学校 ☐ 能開校

全て選択

全て解除

☒ 高卒

求人の対象年度

2025（令和7）年3月卒業の求人

区分2

☐ フルタイム ☐ パート

フルタイム：正社員のほか、雇用形態や社内での呼称にかかわらず、就業時間が正社員と同じものです。

パート：正社員よりも就業時間が短いものです。

トライアル雇用併用の希望（任意） ②

☐ 希望する

トライアル雇用助成金の支給を受けるためには各種要件を満たす必要があります。

トライアル雇用求人とは

障害者トライアル雇用求人とは

トライアル雇用助成金（一般）支給対象事業主要件票のアップロード（任意）

参照

削除

トライアル雇用助成金（一般）支給対象事業主要件票（様式雛形）をダウンロード

トライアル雇用助成金（障害者）支給対象事業主要件票のアップロード（任意）

参照

削除

トライアル雇用助成金（障害者）支給対象事業主要件票（様式雛形）をダウンロード

トライアル雇用助成金（一般または障害者）支給対象事業主要件票について、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF形式)によりハローワークへ提出することができるようになりました。アップロードする際は、PDF形式をお願いします。

【求人区分】

・新卒求人の場合は、新規学卒者等を選択し、**高卒／大卒等**を選択してください。

・大卒等を選択した場合は「大卒等詳細」欄も選択してください。

・求人の対象年度が2026（令和8）年3月卒業の求人であるか確認してください。

※右図は以前のものになります。

区分1 ②

☐ 一般 ☒ 新規学卒者等 ☐ 季節 ☐ 出稼ぎ

☐ 障害者（任意）

区分1 詳細

☐ 大卒等

大卒等詳細

1つ以上選択してください。

☐ 大学院 ☐ 大学 ☐ 短大 ☐ 高専 ☐ 専修学校 ☐ 能開校

全て選択

全て解除

☒ 高卒

求人の対象年度

2025（令和7）年3月卒業の求人

区分2

☐ フルタイム ☐ パート

フルタイム：正社員のほか、雇用形態や社内での呼称にかかわらず、就業時間が正社員と同じものです。

パート：正社員よりも就業時間が短いものです。

トライアル雇用併用の希望（任意） ②

☐ 希望する

トライアル雇用助成金の支給を受けるためには各種要件を満たす必要があります。

トライアル雇用求人とは

障害者トライアル雇用求人とは

トライアル雇用助成金（一般）支給対象事業主要件票のアップロード（任意）

参照

削除

トライアル雇用助成金（一般）支給対象事業主要件票（様式雛形）をダウンロード

トライアル雇用助成金（障害者）支給対象事業主要件票のアップロード（任意）

参照

削除

トライアル雇用助成金（障害者）支給対象事業主要件票（様式雛形）をダウンロード

トライアル雇用助成金（一般または障害者）支給対象事業主要件票について、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF形式)によりハローワークへ提出することができるようになりました。アップロードする際は、PDF形式をお願いします。

- 24 -

求人情報・事業所名の公開範囲
公開範囲について

公開希望 ②

◎ 1. 事業所名等を含む求人情報を公開する

○ 2. ハローワークの求職者に限定し、事業所名等を含む求人情報を公開する

○ 3. 事業所名等を含まない求人情報を公開する

○ 4. 求人情報を公開しない

オンライン自主応募の受付 ②

○ オンライン自主応募を受け付ける

○ オンライン自主応募を受け付けない（ハローワーク紹介に限る）

オンライン自主応募に関する注意文

- 「オンライン自主応募」とは、求職者マイページを開設する求職者が、求職者マイページから求人者マイページを通じて求人者に直接応募する方法をいいます。
- 「オンライン自主応募」は求職者の自主的な求職活動であり、ハローワークの職業紹介を介しない応募方法となります。
- 求職者からのオンライン自主応募は、職業紹介に当たらないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする特定求職者雇用開発助成金等は対象とはなりません。
- オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等については当事者同士で対応することになります。

☐ 上記の注意文を確認し、内容に同意します。

オンライン提供を不可とする機関 ②

☐ 民間人材ビジネス ☐ 地方自治体（地方版ハローワーク）

リーフレット（兼同意書）（PDF）をダウンロード

☐ リーフレットの内容を確認し、同意します。

地方版ハローワークは、地方自治体が自ら実施する無料職業紹介をいいます（民間人材ビジネス及び地方自治体共に提供を希望しない場合、チェックは不要です）。

【公開希望】

（高卒求人）

各高等学校の進路指導教諭に対して、高卒就職情報WEB提供サービスで求人情報を公開することを希望する場合には「1.事業所名を含む求人情報を公開する」を選択し、希望しない場合には「4.求人情報を公開しない」を選択してください。

（大卒等求人）

ハローワークインターネットサービスでの求人情報や事業所名の公開について、該当するものを選択してください。なお、ハローワークインターネットサービスは、民間の人材ビジネス企業のサイトなどに求人情報の転載を認めているため、公開すると事業所に対して各種の問い合わせがくる場合があります。あらかじめご了承ください。

ホーム（求人／応募管理）

ホーム > 求人登録

求人仮登録

1. 求人区分等
2. 事業所情報
3. 仕事内容
4. 給与
5. 勤務条件
6. 保険・年金・定年等
7. 選考方法

事業所情報確認

※「前へ戻る」や上部のナビゲーションバーで前画面に戻れます。情報を保存させたい画面まで進んでください。

登録されている事業所の情報を表示しています。内容をご確認ください。

【オンライン自主応募の受付】

求職者がマイページを通じて行う直接応募（オンライン自主応募）の受付可否を選択してください。

また、「補足事項」欄に応募書類の受付方法を必ず入力してください。

【オンライン提供を不可とする機関】

ハローワークにお申し込みいただいた求人は、原則として、職業紹介事業を行う地方自治体・地方版ハローワークや民間人材ビジネスにオンラインで提供されます（公開範囲にかかわらず事業所名等を含めた求人情報を提供）。オンライン提供を希望しない場合は、不可とする機関を選択してください。

事業所番号	事業所番号	雇用保険適用事業所番号（非該当の場合）
法人番号		
事業所名	事業所名	事業所名（カタカナ）
代表者	役職	代表者名
所在地	郵便番号	〒 住所

【事業所情報確認】

ハローワークインターネットサービスに登録されている事業所情報が表示されます。

求人仮登録

1. 求人区分等

2. 事業所情報

3. 仕事内容

4. 賃金・手当

5. 労働時間

6. 保険・年金・定年等

7. 選考方法

8. 青少年雇用情報

仕事内容登録

一時保存

※「前へ戻る」や上部のナビゲーションバーで前画面に戻り「一時保存」した場合、「一時保存」した画面までの情報が保存されます。情報を保存させたい画面まで進んでいただき「一時保存」してください。

必須 と表示されている項目は、必ず入力してください。
任意 と表示されている項目は、可能な範囲で入力してください。
詳しい入力方法は、「事業所・求人情報の入力方法」をご覧ください。

職種
職業分類コード一覧

職種 全角40文字以内
出力帳票に合わせて縦2行、横20文字で編集します。

営業

職業分類（任意）②

必須

-

職業分類を選択

-

職業分類を選択

仕事の内容 ②

全角300文字以内
出力帳票に合わせて縦9行、横35文字で編集します。

自社で製造している電子部品（主に自動車用部品）の法人向け営業
・受注計画に基づき新製品開発に合わせた製品の提案・見積り
・受注から納品までのフォロー・代金回収等
・変更の範囲：総務、人事労務

必須

派遣・請負等

就業形態

◎派遣・請負ではない ○派遣 ○紹介予定派遣 ○請負

必須

労働者派遣事業の許可番号

雇用形態

雇用形態 ②

◎正社員 ○正社員以外 ○有期雇用派遣労働者

○無期雇用派遣労働者

必須

正社員以外の名称 ② 全角30文字以内
出力帳票に合わせて縦2行、横15文字で編集します。

【職種】 【職業分類】

今回募集する職種を入力ください。（例：事務職 営業職 など）

また、任意項目ではございますが、職種に対応する職業分類コードを「職業分類を選択」から二つまで選択可能です。ご入力がない場合も、ハローワーク職員にて下記の仕事内容から判断し、コードを記載しますのでご安心ください。

【仕事の内容】

学生・生徒が最も重要視する項目の一つです。

詳しく説明することで、求職者の方の疑問やとまどいを解消し、応募者が増えることにつながります。応募者の目線に立って詳細かつ分かりやすい内容で入力してください。

将来の配置転換など今後の見込みも含めた、従事すべき業務の変更範囲を明示してください。

【就業形態】 【雇用形態】

- ・該当する項目を選択してください。
- ・雇用形態で「正社員以外」を選んだ場合は、「正社員以外の名称」に準社員、期間社員などの具体的な名称を入力してください。
- ・無期派遣労働者については誤解を招かないよう、「正社員」ではなく、「無期雇用派遣労働者」としてください。

雇用期間	雇用期間の定めの有無 ? 雇用期間の定めなし v ☐ 期間を選択 ☐ 年月数で入力 雇用期間年月日 半角数字 年 月 日 日付選択 ～ 年 月 日 日付選択 雇用期間年月数 半角数字 年 ヶ月 契約更新の可能性の有無 ☐ あり ☐ なし 契約更新の可能性あり ☐ 原則更新 ☐ 条件付きで更新あり
試用期間	試用期間の有無 ☒ あり ☐ なし 試用期間中の労働条件 ☒ 同条件 ☐ 異なる
就業場所	就業場所 「事業所所在地と同じ」、「事業所情報に登録した就業場所名称」、「就業場所を入力」から選択してください。 事業所所在地と同じ v ☐ 就業場所が海外である 郵便番号 半角数字 〒 - 住所検索 住所 全角90文字以内 出力帳票に合わせて縦3行、横30文字で編集します。 地図 「地図表示」ボタンをクリックすると、入力した住所の周辺地図とピンが表示されます。 地図表示 登録済みの地図を表示 最寄り駅（任意） 全角26文字以内 路線と駅名を入力してください。 駅 最寄り駅から就業場所までの交通手段（任意） 半角数字 徒歩 20 分 ☐ 在宅勤務（任意） ?

【雇用期間】

定めありの場合は期間を明示してください。

【契約更新の可能性】

- ・「雇用期間」欄で「雇用期間の定めあり」と回答した場合に入力してください。
- ・契約更新の可能性「あり」の場合には、「原則更新」か「条件付きで更新あり」のいずれかを選択し、更新の際の具体的な更新条件、通算契約期間または更新回数の上限（設けている場合）などについて「補足事項」欄に詳しく入力してください。

【試用期間】

試用期間がある場合はその期間を「補足事項」欄に入力するとともに、労働条件が異なる場合はその内容も「補足事項」欄に入力してください。

【就業場所】

本社で採用事務を一括処理する等により、求人申込み時にその就業場所が特定できない場合は、就業可能性のある工場・支店等を入力し、「補足事項」欄に就業場所決定の方法・時期等を入力してください。 （例）〇〇支店、△△支社（P45参照）

	従業員数 半角数字 就業場所 うち女性 うちパート 105 人 42 人 6 人 健康増進法に規定する施設の種別に応じて定められた受動喫煙防止のための取組を入力してください。 詳細はリーフレットをご覧ください。 受動喫煙対策の有無 ② ☒あり ☐なし（喫煙可） ☐その他 受動喫煙対策の内容 ② ☐屋内禁煙 ☒喫煙室設置 受動喫煙対策に関する特記事項 ② 全角60文字以内 出力帳票に合わせて縦2行、横30文字で編集します。 喫煙できる部屋がある
マイカー通勤	マイカー通勤 ☒必須 ☐可 ☒不可
転勤の可能性	転勤の可能性の有無 ② ☒あり ☐なし
既卒者・中退者の応募可否	既卒応募 半角数字 ☒可 [卒業後概ね 3 年] ☐不可 中退者応募 ☒可 ☐不可
必要な知識・技能等 （履修科目）	必要な経験・知識・技能等 ☐必須 ☒あれば尚可 ☐不問 必要な経験・知識・技能等の詳細（任意） 全角210文字以内 出力帳票に合わせて縦7行、横30文字で編集します。 普通自動車免許（A T 限定可） （入社後の取得可）
通学	通学 ☐任意 ☒可 ☐不可 ☐未選択



【受動喫煙対策】

- ・受動喫煙対策の有無を選択してください。

なお、「その他」を選択した場合は、「受動喫煙対策に関する特記事項」欄に入力してください。

- ・「受動喫煙対策」で「喫煙室設置」を選択した場合は、「喫煙のみを行う室がある」「喫煙できる室（飲食サービス提供あり）がある」「加熱式たばこのみの喫煙ができる室がある」等を「受動喫煙対策に関する特記事項」欄に入力してください。

【マイカー通勤】

「可」の場合は駐車場の有無や有料か無料等の情報を「求人条件にかかる特記事項」欄に入力してください。

【転勤の可能性】

転勤の可能性がある場合は、「あり」を選択するとともに、「補足事項」欄に可能性のある地域を入力してください。

【必要な知識・技能等】（高卒求人の場合）

高校生の採用は未経験者の採用が基本です。できる限り応募の機会を広げていただくようお願いします。例えば、普通自動車運転免許が必要な場合でも、誕生日などの事情により入社までに取得ができない求職者もいるため、入社後の取得を認める等柔軟な対応をお願いします。

【通学】（高卒求人の場合）

【通学】が「可」で配慮（時間配慮、賃金補助等）がある場合は、8.青少年雇用情報の「自己啓発支援の有無」欄で「あり」を選択し、「自己啓発支援内容」欄に詳しい情報を入力してください。

求人仮登録

1. 求人区分等 2. 事業所情報 3. 仕事内容 4. 賃金・手当 5. 労働時間
6. 保険・年金・定年等 7. 選考方法 8. 青少年雇用情報

賃金・手当登録

一時保存

※「前へ戻る」や上部のナビゲーションバーで前画面に戻り「一時保存」した場合、「一時保存」した画面までの情報が保存されます。情報を保存させたい画面まで進んでいただき「一時保存」してください。

必須 と表示されている項目は、必ず入力してください。
任意 と表示されている項目は、可能な範囲で入力してください。
詳しい入力方法は、「事業所・求人情報の入力方法」をご覧ください。

賃金形態等	賃金形態 ② ☒ 月給 ☐ 日給 ☐ 時給 ☐ 年俸制 ☐ その他 必須 その他の内容 全角7文字以内
毎月の賃金	現行／確定 必須 ☒ 現行 ☐ 確定
基本給（a）	基本給（月額平均） 半角数字 必須 165000 円 [月平均労働日数 19.8 日] 基本給に固定残業代が含まれている場合、その分を抜き出し「固定残業代」欄に入力してください。
定額的に支払われる手当（b）②	定額的に支払われる手当（月額又は時間額換算額）1 手当名は全角6文字以内、金額は半角数字 任意 営業 手当 30000 円 (4つまで入力可) 入力欄を追加
固定残業代（c）②	固定残業代の有無 ☒ あり ☐ なし 固定残業代 半角数字 16000 円 必須 固定残業代に関する特記事項 全角120文字以内 出力帳票に合わせて縦4行、横30文字で編集します。 時間外手当は、時間外労働の有無にかかわらず、固定残業代として支給し、10時間を超える時間外労働は追加で支給。

【賃金形態等】

該当する形態を選択してください。

- ・ 月給...月額を決めて支給
- ・ 日給...日額を決めて、勤務日数に応じて支給
- ・ 時給...時間額を決めて勤務時間数に応じて支給
- ・ 年俸制...年額を決めて、各月に配分して支給
- ・ その他...具体的に明示してください。

※月給制において欠勤した場合に賃金控除がある場合は、「補足事項」欄に具体的に入力してください。

【基本給】

- ・ 初任給の額を入力してください（固定残業代や各種手当は含めないでください）。
高卒求人においては入力した賃金に応じて、「現行」か「確定」のいずれかを選択してください。
※「現行」：申込み時点で賃金額の確定が困難な場合、当該年の新規高等学校卒業者採用者の現行の賃金額とする。
- ・ 月給制の場合にはその額を、月給制以外の場合には1日の所定労働時間、月平均労働日数等から算出した月額を入力してください。

【固定残業代】

固定残業代がある場合は「あり」を選択し、額を入力します。その上で「固定残業代に関する特記事項」欄に「時間外手当は、時間外労働の有無にかかわらず、固定残業代として支給し、●時間を超える時間外労働は追加で支給」と入力してください。

$a + b$ (固定残業代がある場合は $a + b + c$)	211,000 円
特別に支払われる手当	特別に支払われる手当1 手当名は全角6文字以内 手当 円 (4つまで入力可) 入力欄を追加
通勤手当	通勤手当 ☒実費支給（上限あり） ☐実費支給（上限なし） ☐一定額 ☐なし 必須 月額/日額 金額 半角数字 月額 50000 円
賃金締切日	賃金締切日 ☐固定（月末以外） ☒固定（月末） ☐その他 毎月 半角数字 必須 日 その他の締切日 全角7文字以内
賃金支払日	賃金支払日 ☒固定（月末以外） ☐固定（月末） ☐その他 支払月 ☐当月 ☒翌月 支払日 半角数字 必須 25 日 その他の支払日 全角7文字以内
昇給	昇給制度の有無 ☒あり ☐なし 昇給（前年度実績）の有無 ☒あり ☐なし 金額 半角数字 必須 2500 円 (前年度実績) 昇給率 半角数字（小数点第二位まで） % (前年度実績)

賞与

新規卒者の賞与制度の有無

☒あり ☐なし

新規卒者の賞与（前年度実績）の有無 ?

☒あり ☐なし

回数 半角数字

年 回

賞与歩合 半角数字（小数点第二位まで）

ヶ月分

賞与金額 半角数字

万円 ~ 万円

必須

一般労働者の賞与制度の有無

☒あり ☐なし

一般労働者の賞与（前年度実績）の有無 ?

☒あり ☐なし

回数 半角数字

年 回

賞与歩合 半角数字（小数点第二位まで）

ヶ月分

賞与金額 半角数字

万円 ~ 万円

求人仮登録

- 1.求人区分等 2.事業所情報 3.仕事内容 4.賃金・手当 5.労働時間
6.保険・年金・定年等 7.選考方法 8.青少年雇用情報

労働時間登録

一時保存

※「前へ戻る」や上部のナビゲーションバーで前画面に戻り「一時保存」した場合、「一時保存」した画面までの情報が保存されます。情報を保存させたい画面まで進んでいただき「一時保存」してください。

必須 と表示されている項目は、必ず入力してください。

任意 と表示されている項目は、可能な範囲で入力してください。

詳しい入力方法は、「事業所・求人情報の入力方法」及び「労働法等に関する解説」をご覧ください。

就業時間	交替制（シフト制）、フレックスタイム制、裁量労働制、変形労働時間制の有無 ○あり ●なし 交替制（シフト制）、フレックスタイム制、裁量労働制、変形労働時間制 ② ▼ 変形労働時間制の単位 ② ▼ 就業時間1 9 ▼ 時 0 ▼ 分 ~ 18 ▼ 時 0 ▼ 分 (3つまで入力可) 入力欄を追加
時間外労働	時間外労働の有無 ② ○あり ●なし 月平均 半角数字 時間 3 6 協定における特別条項の有無 ② ○あり ●なし 特別な事情・期間等 全角60文字以内 出力帳票に合わせて縦2行、横30文字で編集します。

【就業時間】

※法定労働時間にご注意ください。必要に応じて就業規則や各種届出の内容を確認させていただく場合があります。

・ 1. 交替制（シフト制）について

交代制により就業時間が異なる場合に選択し、「就業時間 1」～「就業時間 3」にそれぞれの就業時間帯を入力してください。

一定期間（1週間や1ヶ月など）ごとに作成される勤務割りなどにおいて労働時間が確定されるような場合は、「補足事項」欄にシフト作成・変更の手続き・ルール、労働日、労働時間などの設定に関する基本的な考え方を具体的に入力してください。

・ 2. フレックスタイム制について

「就業時間 1」に標準となる一日の就業時間を入力し、

「補足事項」欄にフレキシブルタイム・コアタイムの就業時間帯を入力してください。

・ 3. 裁量労働制について

特に指定がなければ「就業時間 1」に入力する必要はありませんが、「補足事項」欄に詳細を入力してください。

例：「裁量労働制（〇〇業務型）により、出退社の時刻は自由であり、〇時間勤務したものとみなす」

※「就業時間 1」を入力する場合は、実態・目安であることを「補足事項」欄に明示してください。

・ 4. 変形労働時間制について

特に指定がなければ「就業時間 1」に入力する必要はありませんが、「補足事項」欄に具体的に入力してください。

例：「変形労働時間制により始業は●時～●時、終業は●時～●時とし、シフト表で決定する」（一ヶ月単位の場合）

【時間外労働の有無】

- ・ 時間外労働の有無を選択してください。
- ・ 時間外労働を行わせる場合には、過半数労働組合等との労働基準法第36条に基づく時間外及び休日労働に関する労使協定（36協定）の締結、労働基準監督署への届出が必要です。
- ・ 時間外労働【あり】の場合は、月平均残業時間数を入力して下さい。
- ・ 事業場外労働のみなし労働時間制の場合であって、所定労働時間を超えるみなし時間を設定している場合、その時間数を入力して下さい。

【36協定における特別条項あり】

特別条項付きの36協定を締結している場合は「あり」を選択し、「特別な事情・期間等」欄に特別な事情や延長時間などについて具体的に入力してください。

例：「〇〇のとき（特別な事情）は、1日〇時間まで、〇回を限度として1ヶ月〇時間まで、年に〇時間できる」

休憩時間 ②	必須 半角数字 60 分
休日等	休日 ② 1つ以上選択してください。 ☐月曜日 ☐火曜日 ☐水曜日 ☐木曜日 ☐金曜日 ☒土曜日 ☒日曜日 ☒祝日 ☐その他 週休二日制 ☒毎週 ☐その他 ☐なし その他（任意） 全角100文字以内 出力帳票に合わせて縦7行、横15文字で編集します。 「休日」や「週休二日制」において「その他」を選択した場合、その内容を入力してください。
年次有給休暇	入社時の年次有給休暇日数 半角数字 日 任意 6ヶ月経過後の年次有給休暇日数 ② 半角数字 日
年間休日数	必須 半角数字 127 日

【休日等】

「週休二日制」欄は、下記の該当する項目を選択してください。

- ・毎週 **完全週休二日制**を実施している場合
- ・その他 **それ以外の形態**で週休二日制を実施している場合
- ・なし 週休二日制を実施していない場合

年末年始休暇や夏季休暇など特別休暇がある場合は、「その他」欄に入力してください。

働き方・休み方改善 ポータルサイトを活用して

働きやすい、休みやすい

職場をつくりませんか？

このウェブサイトは、皆さまに向けて、社員の働き方・
休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供しています。
働きやすい職場づくりのために活用してみませんか？

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

働き方休み方

検索

スマートフォンにも対応



働き方・休み方改善ポータルサイトでは、下記のように、ご関心に応じたページをそれぞれ用意しています。

働き方・休み方改善指標による企業の自己診断 にご関心のある方はこちら	企業や業種の働き方改善事例 「働き方・休み方改善指標」を活用して、働き方・休み方改善に取り組む企業の実態を把握したい 「働き方・休み方改善指標」を活用して、働き方・休み方改善に取り組む企業の実態を把握したい 「働き方・休み方改善指標」を活用して、働き方・休み方改善に取り組む企業の実態を把握したい	企業の取組事例 にご関心のある方はこちら
勤務間インターバル制度 にご関心のある方はこちら	勤務間インターバル制度 「働き方・休み方改善指標」を活用して、働き方・休み方改善に取り組む企業の実態を把握したい 「働き方・休み方改善指標」を活用して、働き方・休み方改善に取り組む企業の実態を把握したい 「働き方・休み方改善指標」を活用して、働き方・休み方改善に取り組む企業の実態を把握したい	選択的週休3日制 にご関心のある方はこちら
時間単位の年次有給休暇 にご関心のある方はこちら	時間単位の年次有給休暇 「働き方・休み方改善指標」を活用して、働き方・休み方改善に取り組む企業の実態を把握したい 「働き方・休み方改善指標」を活用して、働き方・休み方改善に取り組む企業の実態を把握したい 「働き方・休み方改善指標」を活用して、働き方・休み方改善に取り組む企業の実態を把握したい	年次有給休暇の取得 にご関心のある方はこちら
「しわ寄せ」防止対策 にご関心のある方はこちら	「しわ寄せ」防止対策 「働き方・休み方改善指標」を活用して、働き方・休み方改善に取り組む企業の実態を把握したい 「働き方・休み方改善指標」を活用して、働き方・休み方改善に取り組む企業の実態を把握したい 「働き方・休み方改善指標」を活用して、働き方・休み方改善に取り組む企業の実態を把握したい	特別な休暇制度 にご関心のある方はこちら
働く人のワークエンゲージメント にご関心のある方はこちら	働く人のワークエンゲージメント 「働き方・休み方改善指標」を活用して、働き方・休み方改善に取り組む企業の実態を把握したい 「働き方・休み方改善指標」を活用して、働き方・休み方改善に取り組む企業の実態を把握したい 「働き方・休み方改善指標」を活用して、働き方・休み方改善に取り組む企業の実態を把握したい	キッズウィーク・地域の休暇取得促進 にご関心のある方はこちら

働き方・休み方の改善には、企業の実態を踏まえた上で、経営トップが見直しなどの判断をしていくことが重要です。

「働き方・休み方改善ポータルサイト」は、企業の皆さまに向けて、社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するウェブサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を確認したりすることができます。また、働き方・休み方に関する様々な制度についても紹介しています。働き方・休み方改革の取組にぜひご活用ください。

求人仮登録

- 1.求人区分等
- 2.事業所情報
- 3.仕事内容
- 4.賃金・手当
- 5.労働時間
- 6.保険・年金・定年等
- 7.選考方法
- 8.青少年雇用情報

保険・年金・定年等登録

※「前へ戻る」や上部のナビゲーションバーで前画面に戻り「一時保存」されます。情報を保存させたい画面まで進んでいただき「一時保存」

今回募集する雇用形態に適用される条件を入力してください。

必須 と表示されている項目は、必ず入力してください。

任意 と表示されている項目は、可能な範囲で入力してください。

詳しい入力方法は、「事業所・求人情報の入力方法」をご覧ください。

【企業年金】

事業所登録の内容と異なる場合は、下記のいずれかを選択してください。

- ・厚生年金基金
- ・確定拠出年金
- ・確定給付年金

加入保険等	事業所登録情報と条件が ☒ 同じ ☐ 異なる 1つ以上選択してください。 ☐ 雇用保険 ☐ 労災保険 ☐ 公務災害補償 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金 ☐ 財形 ☐ その他 その他の加入保険等 全角6文字以内
企業年金	事業所登録情報と条件が ☒ 同じ ☐ 異なる ☐ 未選択 1つ以上選択してください。 ☐ 厚生年金基金 ☐ 確定拠出年金 ☐ 確定給付年金
退職金共済	事業所登録情報と条件が ☒ 同じ ☐ 異なる 退職金共済の加入 ☐ 加入 ☐ 未加入
退職金制度	事業所登録情報と条件が ☒ 同じ ☐ 異なる 退職金制度の有無 ☐ あり ☐ なし 勤続年数 ☐ 不問 半角数字 年以上

定年制	事業所登録情報と条件が ☒ 同じ ☐ 異なる 定年制の有無 ☐ あり ☐ なし 必須 一律定年制の有無 ☐ あり ☐ なし 定年年齢 半角数字 一律 歳
再雇用制度	事業所登録情報と条件が ☒ 同じ ☐ 異なる 再雇用制度の有無 ☐ あり ☐ なし 必須 上限年齢の有無 ☐ あり ☐ なし 上限年齢 半角数字 歳まで
勤務延長	事業所登録情報と条件が ☒ 同じ ☐ 異なる 勤務延長の有無 ☐ あり ☐ なし 必須 上限年齢の有無 ☐ あり ☐ なし 上限年齢 半角数字 歳まで
入居可能住宅	任意 ☒ あり [☒ 単身用あり ☐ 世帯用あり] ☐ なし ☐ 未選択
就業規則	フルタイムに適用される就業規則の有無 あり パートタイムに適用される就業規則の有無 あり

【入居可能住宅】

入居可能な住宅がある場合は「あり」を選択し、該当する項目「単身用あり」「世帯用あり」も選択してください。入居可能な住宅がない場合は「なし」を選択してください。なお、利用条件や宿舍費用などの詳細、空きが出れば利用可能な住宅がある場合等は「求人条件にかかる特記事項」欄に入力してください。

求人仮登録

- 1.求人区分等 2.事業所情報 3.仕事内容 4.賃金・手当 5.労働時間
6.保険・年金・定年等 7.選考方法 8.青少年雇用情報

選考方法登録

一時保存

※「前へ戻る」や上部のナビゲーションバーで前画面に戻り「一時保存」した場合、「一時保存」した画面までの情報が保存されます。情報を保存させたい画面まで進んでいただき「一時保存」してください。

必須 と表示されている項目は、必ず入力してください。
任意 と表示されている項目は、可能な範囲で入力してください。
詳しい入力方法は、「[事業所・求人情報の入力方法](#)」をご覧ください。

求人数	必須	半角数字 通勤（任意） 1 人 住込（任意） 人 不問（任意） 人
受付期間	必須	◎期間 ○開始日のみ指定 9 月 5 日 ~ 9 月 11 日
既卒者等の入社日	必須	既卒者等の入社日 ○日にちを指定 ◎随時 ○応募者の相談に応じる ○応募 不可 半角数字 年 月 日
応募前職場見学	必須	応募前職場見学 ◎可 ○不可 可の場合 ○随時 ◎補足事項欄参照
複数応募	必須	複数応募の可否 ◎可 ○否 複数応募年月日 半角数字 0000 年 10 月 1 日
選考方法 選考方法について	必須	☒ 面接 ☒ 適性検査 ☒ その他 ☒ 学科試験 [☒ 一般常識 ☐ 国語 ☐ 数学 ☐ 英語 ☐ 社会 ☐ 理科 ☐ 作文 ☐ その他] 全て選択 全て解除 その他の選考方法 全角30文字以内 出力帳票に合わせて縦3行、横10文字で編集します。 ○○テスト、△△△試験 選考旅費の有無 ◎あり ○なし

【求人数】（高卒求人の場合）

求入者が入居可能住宅を用意しない場合には「通勤」、用意した住宅に入居することを条件とするときは「住込」、雇い入れる労働者の希望があれば用意するときは「不問」に入力してください。

【受付期間】

高校生の推薦開始期日は推薦文書の到達が9月5日以降となっております。

採用計画に基づき受付期間を入力してください。開始期日のみ指定の場合、翌年6月30日まで求人が有効となります。

※募集人員が充足するまでは、求人の取消し・求人数の削減は行えません。

ただし、受付期間を設定した場合は、求人が充足していなくても受付期間が経過していれば求人の取消しをすることができます。

※受付期間は、求人申込時にのみ設定が可能です。

※受付期間は、短縮することはできません。

【既卒者等の応募可否・入社日】

既卒者の応募の可否を選択してください。

応募可の場合、「既卒者等の入社日」欄に入社日の詳細を入力してください。

【応募前職場見学】（高卒求人の場合）

生徒に応募先選定・確認の機会をできる限り与えるため、積極的な受入れをお願いいたします。

「応募前職場見学」の可否について、「可」を選択した場合には、「随時」又は「補足事項欄参照」を選択し、「補足事項欄参照」を選択した場合には「補足事項」欄に詳細を入力してください。

なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択や、事前の理解不足による就職後の早期離職の防止を目的として行っていただくものです。このことをご理解いただき、応募前職場見学が求人者の採用選考の場とならないよう十分にご注意ください。

【選考方法】（高卒求人の場合）

選考方法において、その他を選択した場合は、詳細を「その他の選考方法」欄に入力してください。

また、適性検査の具体的な検査名も、「その他の選考方法」欄に入力してください。

※面接や選考試験を複数回実施する場合は、選考の流れを「補足事項」欄に入力してください。

選考結果通知	必須 面接選考結果通知 半角数字 面接後 10 日以内
選考日	任意 ▼ 月 ▼ 日 9 ▼ 月 16 ▼ 日 以降随時 【選考日】（高卒求人の場合） 高校生の選考開始期日は9月16日 以降となっています。ご注意ください。
選考場所	必須 選考場所 「事業所所在地と同じ」、「事業所情報に登録した就業場所名称」、「選考場所を入力」から選択してください。 事業所所在地と同じ ▼ 郵便番号 半角数字 〒 - 住所検索 住所 全角90文字以内 出力帳票に合わせて縦3行、横30文字で編集します。 地図 「地図表示」ボタンをクリックすると、入力した住所の周辺地図とピンが表示されます。 地図表示 登録済みの地図を表示 最寄り駅（任意） 全角26文字以内 路線と駅名を入力してください。 駅 最寄り駅から選考場所までの交通手段（任意） 半角数字 徒歩 ▼ 20 分
赴任旅費の有無	必須 ☒あり ☐なし
担当者	必須 課係名、役職名 全角48文字以内 出力帳票に合わせて縦2行、横24文字で編集します。 人事総務課 リーダー 担当者（任意）[?] 全角26文字以内 厚労 安子 担当者（カタカナ）（任意） 全角52文字以内 コウロウ ヤスコ 事業所登録情報と電話番号が 事業所登録電話番号 ☒同じ ☐異なる 電話番号 半角数字 内線（任意） 半角英数字記号 - - 個人の携帯電話番号はできるだけ避けてください。 事業所登録情報とFAX番号が 事業所登録FAX番号 ☒同じ ☐異なる FAX番号（任意） ☐ 電話番号に同じ 半角数字 - -

【補足事項】 【求人条件にかかる特記事項】

各欄に書ききれなかった内容や応募上の注意事項などを入力してください。

また、新規学卒者の入社日について、4月1日が一般的ですが、異なる場合は、「補足事項」欄に入力してください。なお、ハローワークが情報を追加する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（高卒求人の場合）

履歴書作成方法について、「履歴書：手書き作成のみ」「履歴書：パソコン作成のみ」

「履歴書：手書き・パソコン作成どちらも可」のいずれかを記載いただくようお願いします。

補足事項 ⑦	出力帳票に合わせて縦10行、横30文字で編集します。 ・試用期間3か月 ・応募前職場見学については、7月20日以降実施予定です。 ・応募前職場見学への参加の有無によって採否を決定するものではありません。 ・転勤の範囲：〇〇支社、△△支店 例1 履歴書：手書き作成のみ 例2 履歴書：パソコン作成のみ 例3 履歴書：手書き・パソコン作成どちらも可
求人条件にかかる特記事項 ⑦	全角300文字以内 出力帳票に合わせて縦10行、横30文字で編集します。 ・特別に支払われる手当について 資格手当：当社は定める資格を保有している場合 皆勤手当：欠勤がなかった場合 選考旅費は上限50,000まで
紹介希望安定所	都道府県 紹介希望安定所 求人連絡数 半角数字 人 安定所を選択 (5つまで入力可) 入力欄を追加 安定所総数 ⑦ 求人連絡数総数 ⑦ 所 人
指定校推薦	指定校推薦1 学校名 全角12文字以内 推薦人員 半角数字 人 (30力所まで入力可) 入力欄を追加 推薦依頼総数管内校数 半角数字 校 推薦依頼総数管外校数 半角数字 校 推薦依頼総数管内人数 半角数字 人 推薦依頼総数管外人数 半角数字 人

【指定校推薦】（高卒求人の場合）

推薦依頼校がある場合は、学校名及び推薦人員数を入力してください。ただし、学校名及び推薦人員数は求人票には表記されません。

したがって、安定所から求人票が返戻され、推薦依頼校へ求人票を提出する際は、必ず、P63の「推薦依頼校一覧表」に推薦人員等を記載のうえ求人票へ添付し提出してください。なお様式は鹿児島労働局ホームページよりダウンロードできます。

※ 指定校推薦では、特定の高校に対して求人が出せるため、優遇して生徒を推薦してもらえる可能性が増える一方で、人材との出会いの機会は減ってしまう可能性もあります。

求人公開では、幅広い人材との出会いの可能性が高まる分、企業によるPR活動が必須となります。

指定校推薦と求人公開を同時に行うことも可能ですが、指定校推薦以外の生徒を採用した場合は指定校との信頼関係が悪化することにならないよう十分な説明が必要です。

採用人数や、どのような高校生を採用したいか、募集職種によって効果的な採用方法を選択いただきますようお願いいたします。

求人仮登録

1. 求人区分等
2. 事業所情報
3. 仕事内容
4. 賃金・手当
5. 労働時間
6. 保険・年金・定年等
7. 選考方法
8. 青少年雇用情報

青少年雇用情報登録

一時保存

※「前へ戻る」や上部のナビゲーションバーで前画面に戻り「一時保存」した場合、「一時保存」した画面までの情報が保存されます。情報を保存させたい画面まで進んでいただき「一時保存」してください。

必須 と表示されている項目は、必ず入力してください。
任意 と表示されている項目は、可能な範囲で入力してください。
詳しい入力方法は、「事業所・求人情報の入力方法」をご覧ください。

企業の職場情報

募集・採用に関する情報 できる限り全項目をご入力ください。 なお、いずれかの項目は入力必須となっております。	新卒者等採用者数 ② 半角数字
	年度 人
	年度 人
	年度 人
	新卒者等離職者数 半角数字
	年度 人
	年度 人
	年度 人
	男性新卒者等採用者数 半角数字
	年度 人
	年度 人
	年度 人
	女性新卒者等採用者数 半角数字
	年度 人
	年度 人
	年度 人
	平均継続勤務年数 ② 半角数字（小数点第一位まで）
	年
	従業員の平均年齢 ② 半角数字（小数点第一位まで）
	歳

青少年雇用情報欄

※青少年雇用情報は、可能な限り全ての項目を記入していただくようお願いいたします※

- ・全ての項目を入力することが難しい場合でも、情報提供の義務にとどまらない積極的な情報提供をお願いします。
- （情報提供の義務：「企業全体の募集・採用に関する情報」、「企業全体の職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況」、「企業全体の職場への定着の促進に関する取組の実施状況」の欄において、それぞれで1項目以上）
- ・数値を算出して入力する項目については、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで入力してください。
- ・「企業全体の職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況」については、制度として就業規則や労働協約に規定されていなくても、継続的に実施しており、かつそのことが従業員に周知されていれば「あり」と入力してください。

【新卒者等の採用者数/離職者数】

- ・新卒者のほか、新卒者と同じ採用枠で採用した既卒者など、新卒者と同等の処遇を行うものを含みます。直近で終了している事業年度を含む3年度間についての状況を入力してください。
- ・離職者数は、各年度の採用者数のうち、3年度間における離職者数を入力してください。

【平均継続勤務年数】

労働者ごとの雇い入れられてから入力日の時点までに勤務した年数を合計した値を、労働者数で割って算出します。

なお、事業年度末時点、事業年度当初等、求人申込書入力日直近の数値としても構いません。

【従業員の平均年齢】（参考値）

若者雇用促進法に基づく青少年雇用情報の項目ではありませんが、参考値として、入力日時点での平均年齢も可能な限り入力してください。

なお、事業年度末時点、事業年度当初等、求人申込書入力日直近の数値としても構いません。

職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況 できる限り全項目をご入力ください。 なお、いずれかの項目は入力必須となっております。	任意 研修の有無 ② ○あり ○なし ●未選択 研修内容 全角63文字以内 出力帳票に合わせて縦2行、横32文字で編集します。 自己啓発支援の有無 ② ○あり ○なし ●未選択 自己啓発支援内容 全角60文字以内 出力帳票に合わせて縦2行、横30文字で編集します。 メンター制度の有無 ② ○あり ○なし ●未選択 キャリアコンサルティング制度の有無 ② ○あり ○なし ●未選択 キャリアコンサルティング制度内容 全角60文字以内 出力帳票に合わせて縦2行、横30文字で編集します。 社内検定等の制度の有無 ② ○あり ○なし ●未選択 社内検定等の制度内容 全角60文字以内 出力帳票に合わせて縦2行、横30文字で編集します。								
職場への定着の促進に関する取組の実施状況 できる限り全項目をご入力ください。 なお、いずれかの項目は入力必須となっております。	任意 前事業年度の月平均所定外労働時間 ② 半角数字（小数点第一位まで） 時間 前事業年度の有給休暇の平均取得日数 ② 半角数字（小数点第一位まで） 日 前事業年度の育児休業取得者数 ② 半角数字 <table border="0"> <tr> <td>女性</td> <td>男性</td> </tr> <tr> <td> 人</td> <td> 人</td> </tr> </table> 前事業年度の出産者数 半角数字 <table border="0"> <tr> <td>女性</td> <td>男性の配偶者</td> </tr> <tr> <td> 人</td> <td> 人</td> </tr> </table> 女性の役員割合 女性の管理職割合 ② 半角数字（小数点第一位まで） % %	女性	男性	人	人	女性	男性の配偶者	人	人
女性	男性								
人	人								
女性	男性の配偶者								
人	人								

【研修の有無及びその内容】

具体的な対象者、内容を示してください。全ての研修の内容を入力できない場合は、主な研修の内容のみ入力してください。

【自己啓発支援の有無及びその内容】

教育訓練休暇制度、教育訓練短時間勤務制度がある場合は、その情報を含めて入力してください。
他には、配置等についての配慮、始終業時刻の変更、資格取得の費用補助等もこの欄に入力してください。

【メンター制度の有無】

メンター制度とは、新規学卒者等に対し、助言・援助等を行う者（先輩社員など）を割り当てる制度です。
新規学卒者の職業能力開発や向上のため、職業生活に係る相談の場を提供することを目的としています。

【キャリアコンサルティング（※1）制度の有無及びその内容】

セルフ・キャリアドック（※2）を実施している場合は、その情報を含めて入力してください。
キャリアコンサルティングを実施する者が企業に雇用されているかどうか、また資格の有無は問いませんが、企業内の仕組みとしてキャリアコンサルティングが実施されていることが必要です。

※1 キャリアコンサルティング

労働者の職業の選択、職業生活設計または職業能力の開発や向上に関する相談に応じ、助言や指導を行う。

※2 セルフ・キャリアドック

労働者が自らのキャリアや身に付けるべき知識・能力等を確認することを通じて主体的なキャリア形成を行うことを支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み。

【社内検定等の制度の有無及びその内容】

労働者に対し、企業が実施する職業に必要な知識・技能に関する検定制度の有無、内容を入力してください。自ら実施する社内検定のほか、業界団体が実施する検定を活用する場合も含みます。

【前事業年度の月平均所定外労働時間・有給休暇の平均取得日数】

算出方法は[51ページ](#)をご覧ください。

【前事業年度の育児休業取得者数／出産者数】

- ・育児休業取得者数及び出産者数について、いずれも入力してください。
- ・男性については、配偶者の出産者数を入力してください。

【役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合】

求人区分に関わらず、企業全体に雇用される全ての労働者に関する情報としてください。

※「管理的地位にある者」とは、原則としていわゆる課長級以上が該当します。

区分毎の職場情報

区分毎の情報	任意 全角6文字以内
募集・採用に関する情報 できる限り全項目をご入力ください。 なお、いずれかの項目は入力必須となっております。	新卒者等採用者数 ② 半角数字 年度 人 年度 人 年度 人 新卒者等離職者数 半角数字 年度 人 年度 人 年度 人 男性新卒者等採用者数 半角数字 年度 人 年度 人 年度 人 女性新卒者等採用者数 半角数字 年度 人 年度 人 年度 人 平均継続勤務年数 ② 半角数字（小数点第一位まで） 年 従業員の平均年齢 ② 半角数字（小数点第一位まで） 歳
職場への定着の促進に関する取組の実施状況 できる限り全項目をご入力ください。 なお、いずれかの項目は入力必須となっております。	前事業年度の月平均所定外労働時間 ② 半角数字（小数点第一位まで） 時間 前事業年度の有給休暇の平均取得日数 ② 半角数字（小数点第一位まで） 日 前事業年度の育児休業取得者数 ② 半角数字 女性 人 男性 人 前事業年度の出産者数 半角数字 女性 人 男性の配偶者 人



【区分毎の情報】（本求人に対する追加の情報提供）

- ・企業全体の情報のほか、求人申込みを行っている採用区分（例：総合職／一般職）、学歴別（大卒／高卒）や事業所別、職種別などの情報についても、追加情報として極力入力してください。
- ※追加の情報については、貴社の任意の区分の情報で構いません。

【記載する情報についての留意事項】

- ・「企業（⇔区分毎）」の情報については、求人事業所を含めた企業全体の情報を入力してください。
- ・グループ会社等別法人の情報は含めません。
- ・海外支店等に勤務している労働者については除外した情報としてください。
- ・原則として、求人申込書の入力日時時点の最新の状況について入力してください。

48・49ページの「前事業年度の月平均所定外労働時間・有給休暇の平均取得日数」の算出方法は、こちらをご参照ください。

前事業年度の月平均所定外労働時間の算出方法

前事業年度の労働者毎の一月あたりの所定外労働時間の平均値を合計した値を、労働者数で除して算出します。（管理的地位にある者については、算出対象から除いて差し支えありません。）

$$\begin{array}{lcl} \text{前事業年度の月平均所定外労働時間} = & \frac{\text{労働者ごとの一月あたりの所定外労働時間の平均値の合計}}{\text{前事業年度の労働者数}} \\ \left(\begin{array}{l} \text{※月平均所定外労働時間は以下の計算方法で算出しても差し支えありません。} \\ \text{前事業年度の月平均所定外労働時間} = \frac{\text{前事業年度の所定外労働時間の合計}}{\text{各月1日に在籍している労働者の延べ人数}} \end{array} \right. \end{array}$$

前事業年度の有給休暇の平均取得日数の算出方法

労働者ごとの年次有給休暇の取得日数を合計した値を、労働者数で除して算出します。（管理的地位にある者、有給休暇が付与されていない者については、算出対象から除いて差し支えありません。）

$$\text{前事業年度の有給休暇の平均取得日数} = \frac{\text{前事業年度の労働者ごとの年次有給休暇の取得日数の合計}}{\text{前事業年度の労働者数}}$$

情報の範囲

求人区分に応じて、企業全体の正社員又は正社員以外※の情報を提供してください。

※ 正社員以外の情報は、期間雇用者やパート、短時間労働者等、いわゆる正社員以外の直接雇用の労働者全てに関する情報としてください。

高卒求人の申込みをする際は履歴書の パソコン入力可否を記載してください！

パソコンの普及により、転職者や大学生等の履歴書やエントリーシート等の応募書類の作成は、手書きではなく、パソコンによる作成が一般的になっています。

以下の観点から、高校生の履歴書についても、パソコンによる作成にご理解いただきますようお願いいたします。

パソコン作成の必要性・メリット

■ 採用選考・職務遂行

- ・ 採用選考は、生徒の適性や能力に基づいて行われる必要があり、履歴書が手書きであるか、字が上手いかを基準とすることは適当ではありません。
- ・ 採用後も、事務系の仕事はパソコンでの作業がほとんどであり、また、作業系の仕事でも文字を書くことは少なくなっています。

■ 作成・修正時間の短縮

- ・ 手書きよりも作成時間が短く、修正や書き直しがスムーズです。
- ・ 履歴書は、修正液や訂正印等による修正は不可とされており、書き損じた場合、いちから書き直す必要がありますが、パソコンの場合はその必要がありません。
- ・ IT・デジタル化が進展する中、手間の削減や効率を重視する方が時代に即しています。

■ 企業や職業研究のための時間確保

- ・ 履歴書の作成時間が短縮できる分、企業や職業研究、応募先の検討のための時間を確保できます。
- ・ 企業・職業研究、応募先の検討の時間が増えることで、早期離職の防止に繋がることが期待できます。

求人申込み時に確認させていただきます

高卒求人受付時に、履歴書の作成方法を確認させていただきます。

求人申込書の選考方法・補足事項欄に、以下のいずれかを記載していただくようお願いいたします。

「履歴書：手書き作成のみ」

「履歴書：パソコン作成のみ」

「履歴書：手書き・パソコン作成どちらも可」

採用選考時のお願い

履歴書の作成方法によって採用選考に有利不利が生じないようにしてください。



求人票に明示する労働条件が 新たに3点追加されるのでご注意ください

職業安定法施行規則の改正により、**2024（令和6）年4月1日以降**、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の**明示**をお願いします。

① 従事すべき業務の変更の範囲 ※

- ・採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「**変更範囲：変更なし**」と明示してください。
- ・将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に**変更後の業務を明示**してください。

職種： 介護員
仕事の内容： グループホーム（2ユニット：18人定員）にて、ご利用者様に対する生活全般の介護サービスを提供いただきます。 〈主な業務〉 ・移動、食事、入浴（2人体制）、排泄など日常生活の介助 ・介護記録作成 ・誕生日会などレクリエーション開催 ・買い物代行や、食材の買い出し ・機能訓練 など ※社用車（普通車1BOX：AT車）の運転をお願いすることがあります 変更範囲：会計・経理事務、障害者福祉施設指導員

（最大360文字）

② 就業場所の変更の範囲 ※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1. あり」とした上で、**転勤範囲を明示**してください。

就業場所	☐ 事業所所在地に同じ ☒ 登録済の就業場所に同じ ☐ 在宅勤務に該当	
	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	〇〇県△△市□□町3番地	
	最寄り駅（ 〇〇線 □□ 駅）から〔徒歩・ 車 〕で（ 10 分）	
	就業場所に関する特記事項：	
受動喫煙対策	従業員数：就業場所（ 22 人）うち女性（ 12 人）うちパート（ 14 人）	
	1. あり 受動喫煙対策の内容：（ 屋内禁煙 ）・喫煙室設置 2. なし（喫煙可） 3. その他	
受動喫煙対策に関する特記事項：		
マイカー通勤	☒ マイカー通勤可 ☒ 駐車場あり ※料金について「求人に関する特記事項欄」に記載してください。	
転勤の可能性	① あり ➡ 転勤範囲： A事業所、B事業所 2. なし	

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

③ 有期労働契約を更新する場合の基準

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約更新の可能性」欄を「1. あり」に○を付けてください。
- ・更新継続が期待される場合は「原則更新」、更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は「条件付きで更新あり」に○を付けてください。

■原則更新の場合は以下のように明示してください。

有期労働契約の通算契約期間または**更新回数に上限がある場合**

「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間○年／更新回数○回）」

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

■条件付きで更新ありの場合は以下のように明示してください。

- ・「契約更新の条件」欄に**具体的な更新条件**を記載
 - ・**有期労働契約の通算契約期間**または**更新回数に上限がある場合**、同欄に記載
- ※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

雇用期間	1. 定めなし ② 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇(日々又は1ヶ月未満)
	年 月 日 ~ 年 月 日 又は 1 年 0 ヶ月
契約更新の可能性	①あり(原則更新) - ②条件付きで更新あり
	2. なし (契約更新の条件: 会社が定める能力評価により判断(通算契約期間上限4年／更新回数上限3回))

Q 就業場所・業務に限定がない場合、どのように記載すればよいですか？

A 就業場所・業務に限定がない場合は、「**会社の定める○○**」と記載するほか、変更の範囲を一覧表として別途求職者に手交すること考えられますが、**求職者とのトラブル防止のため、できる限り就業場所・業務の範囲を明確にするのが望ましい**です。

Q 今回の明示事項について、記載欄に書き切れない場合は、どうすればよいですか？

A 今回の明示事項について、**指定された欄に書き切れない場合は**、求人申込書の「**求人に関する特記事項**」欄に記載してください。

このリーフレットの内容や具体的な求人票の記載方法については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。

(1/2)

求人番号



00000-000000

受付年月日 令和 〇年 〇月 〇日

受付安定所 〇〇公共職業安定所

事業所番号



0000-000000-0



求人票 (高卒)

※インターネットによる全国の高校への公開 可
 ※応募にあたって提出する書類は「統一応募書類」に限られています。

(1/2)

1 会社の情報

事業 所 名	カスミガセキデンシコウギョウ カブシキガイシャ		従業員数	企業全体 251人	就業場所 105人	(うち女性) 42人	(うちパート) 6人
	霞ヶ関電子興業 株式会社		設立	昭和56年		資本金	10億円
所 在 地	〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇1-×-×		事業 内 容	自動車電子部品の製造・販売 世界的に普及している「エコカー」に欠かせない部品を自動車メーカーに提供しています。			
	〇〇線△△駅 から 徒歩10分			会社 の特 長	国内6拠点展開、9年連続『シェアNo.1』を誇る業界のリーディングカンパニー。ノー残業デイの導入により残業縮減を図っています		
代 表 者 名	代表取締役 霞ヶ関 一郎						
法 人 番 号	2019102915125	ホームページ	http://www.kasumigasekidensikougyou.go.jp/				

2 仕事の情報

雇用 形態	正社員	就業 形態	派遣・請負ではない	職 種	営業 (自動車の電子部品)	求 人 数	通勤 1人	住込 0人	不問 0人
仕 事 の 内 容	自社で製造している電子部品 (主に自動車用部品) の法人向け営業 ・受注計画に基づき新製品開発に合わせた製品の提案・見積り ・受注から納品までのフォロー・代金回収等 ※顧客は、主に国内の自動車メーカー (関東・東海地域) です。 ※既存顧客へのルート営業が中心です。 ※目標はありますが、ノルマはありません。 ※入社後は、集合研修・現場OJTにより、必要な知識・スキルを学べます。 ※変更の範囲: 総務、人事労務				技 能 等 (履 修 ・ 科 目)	不問			
	雇用期間の定めなし				契約更新の可能性				
就 業 場 所	事業所所在地と同じ				マイカー通勤	不可	転勤の可能性	あり	
	〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇1-×-×				試用期間	あり	労働条件 異なる		
	〇〇線△△駅 から 徒歩10分				受動喫煙対策 あり (喫煙室設置) (喫煙できる部屋がある)				

3 労働条件等

福 加 入 保 険 等	雇用 労災 公災 健康 厚生 財形 その他	入居可能	単身用 あり	通 学	賃金締切日	月末	その他
	厚生年金基金 確定拠出年金 確定給付年金	住宅	世帯用 なし		賃金支払日	翌月 25日	その他
	退職金共済 未加入	労働組合	あり		賃金形態等	月給	その他
	退職金制度 あり (勤続 3年以上)	育児休業 取得実績	あり		介護休業 取得実績	あり	看護休暇 取得実績
定年制	あり (一律 65歳)				看護休暇 取得実績	就業 規則	フルタイム あり パートタイム あり
再雇用制度	あり (上限 70歳まで)						
勤務延長	なし						
賃 金 等 (現 行 ・ 確 定)	基本給 (a)	165,000 円	月額 (a+b+c)	211,000 円	月平均労働日数		
	固定残業代 (c) あり	16,000 円	※この金額から所得税・社会保険料等が控除されます。			19.8 日	
	固定残業代に関する特記事項		定額的に支払われる手当 (b)		特別に支払われる手当		
	時間外手当は、時間外労働時間の有無にかかわらず、固定残業代として支給し、10時間を超える時間外労働は追加で支給。		営業 手当 30,000 円 手当 円 手当 円 手当 円		資格 手当 10,000 円 皆勤 手当 5,000 円 手当 円 手当 円		
通勤 手当	実費支給 (上限あり) 月額 50,000 円まで	賞与	(新規学卒者の前年度実績) あり 年1回 万円 ~ 万円 又は 2.00 ヶ月分	就 業 時 間	(1) 9 時 00 分 ~ 18 時 00 分		
昇給	昇給あり (新卒者の前年度実績) 2,500 円 又は %	賞与	(一般労働者の前年度実績) あり 年2回 万円 ~ 万円 又は 4.50 ヶ月分		(2) ~ (3) ~		
時 間 外	時間外 あり	36協定における特別条項 なし					受 理 ・ 確 認 印
	月平均 10 時間	特別な事情・期間等 []					
	休日 土 日 祝 その他	週休二日制 毎 週	その 他 の 休 日 制	年末年始 (12/29~1/3) 夏季休暇 (7月~9月に3日間) 誕生日休暇 (年1日) その他特別休暇あり (慶弔・結婚・育児参加など)			
休 日 等	入社時の有給休暇日数	0 日	年間休日数	127 日			
	6ヶ月経過後の有給休暇日数	10 日	休憩時間	60 分			

学校への訪問・配布に関する注意事項 ハローワークより:学校への訪問・配布にあたっては、ハローワークの確認印を受けたものを使用してください。

(2/2)

求人番号



00000-00000

受付年月日 令和 〇年 〇月 〇日

受付安定所 〇〇公共職業安定所

事業所番号



0000-000000-0

求人票 (高卒)

事業所名

霞ヶ関電子興業 株式会社

4 選考・応募前職場見学 ※応募前職場見学では選考はできません。

※応募にあたって提出する書類は「統一応募書類」に限られています (2/2)

応募 ・ 選考	受付期間	9月5日 ~ 9月11日	選考日	9月16日以降随時	複数応募可	(令和7年10月1日以降)	選考結果	面接選考結果通知 面接後 10日以内
	既卒の応募	既卒応募 可 (卒業後概ね 3年以内) 高校中退者応募 可	入社日	(既卒者等の入社日) 随時 (赴任旅費) あり	応募前 職場見学	可	補足事項欄参照	
	選考場所	〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇1-x-x 〇〇線△△駅 から 徒歩10分			選考方法	面接 適性検査 その他 [〇〇テスト、△△試験] 学科試験 [一般常識 国語 数学 英語 社会 理科 作文 その他] (選考旅費) あり ・ なし		
	担当者	課係名 役職名	人事総務課 リーダー			氏名	コウロウ ヤスコ 厚労 女子	
	電話番号	99-9999-9876 内線 []			FAX	99-9999-9870		
	Eメール							

5 補足事項・特記事項

補足事項	・試用期間：3ヶ月 ・応募前職場見学については、7月20日以降実施予定です。 ・応募前職場見学への参加の有無によって採否を決定するものではありません。 ・転勤範囲：大阪営業所、名古屋営業所 例1：履歴書：手書き作成のみ 例2：履歴書：パソコン作成のみ 例3：履歴書：手書き・パソコン作成どちらも可	かかる特記事項 求人条件に	・特別に支払われる手当について 資格手当：当社の定める資格を保有している場合 皆勤手当：欠勤がなかった場合 ・選考旅費は上限10000円まで
------	---	------------------	--

令和6年度から鹿児島県内のハローワークで受理した求人には、履歴書の作成方法について、例1～3の中から記載されています。

青少年雇用情報

1 募集・採用に関する情報

企業全体の情報				高卒の情報		
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
(1)	新卒等採用者数	10 人	11 人	9 人	4 人	3 人
	新卒等離職者数	1 人	2 人	4 人	0 人	1 人
	新卒等採用 (うち男性)	6 人	7 人	5 人	2 人	2 人
	新卒等採用 (うち女性)	4 人	4 人	4 人	2 人	1 人
(2)	平均継続勤務年数	従業員の平均年齢 (参考値)		18.5 年	41.7 歳	
					20.7 年	40.2 歳

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

(1)	研修の有無及びその内容	あり	新入社員研修(入社後2週間)※その後現場OJTあり(半年間)、英語講習(通信制)、簿記検定講座(社外講習)、管理職研修
(2)	自己啓発支援の有無及びその内容	あり	職務に資するものとして会社が認めた資格について取得費用の金額補償
(3)	メンター制度の有無	あり	
(4)	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	あり	入社直後、入社3年目等の節目に人事担当者によるキャリア等に関する相談を実施
(5)	社内検定等の制度の有無及びその内容	あり	霞ヶ関電子興業社内検定

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

企業全体の情報				高卒の情報	
(1)	前事業年度の月平均所定外労働時間/有給休暇の平均取得日数	15.5 時間	10.7 日	5.8 時間	12.8 日
(2)	前事業年度の育児休業取得者数/出産者数 ※1	取得者数	女性 9 人 男性 2 人	女性 3 人 男性 1 人	
		出産者数	女性 12 人 男性 10 人	女性 5 人 男性 4 人	
(3)	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合 ※2	役員 22.1 %	管理職 30.5 %		

※1 については、男性は配偶者の出産者数を示しています。 ※2 については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

産業分類 282 電子部品製造業

職業分類 048-04

就業場所住所

東京都千代田区

雇用保険適用事業所番号

識別欄

求人条件に関する注意事項 ハローワークより：求人票は雇用契約書ではありません。採用時には必ず、書面により労働条件の明示を受けてください。

(1/2)

求人番号



00000-00000

受付年月日 令和 〇年 〇月 〇日

受付安定所 〇〇公共職業安定所

事業所番号



0000-000000-0



求人票 (大卒等)

公開希望 : 事業所名等を含む求人情報を公開する
オンライン自主応募可 地方自治体、民間人材ビジネス共に可

大学院

大学

短大

高専

専修学校

能開校=

留学生

※留学生採用実績、外国人雇用状況届提出実績あり

(1/2)

1 会社の情報

事業 所 名	カスミガセキデンシコウギョウ カブシキガイシャ		従業員数	企業全体 251人	就業場所 105人	(うち女性) 42人	(うちパート) 6人
	霞ヶ関電子興業 株式会社		設立	昭和56年		資本金	10億円
所 在 地	〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇1-x-x		事業 内容	自動車電子部品の製造・販売 世界的に普及している「エコカー」に欠かせない部品を自動車メーカーに提供しています。			
	〇〇線△△駅 から 徒歩10分		会社 の特長	国内6拠点展開、9年連続『シェアNo. 1』を誇る業界のリーディングカンパニー。ノー残業デイの導入により残業縮減を図っています			
代表者名	代表取締役 霞ヶ関 一郎						
法人番号	2019102915125	ホームページ	http://www.kasumigasekidensikougyou.go.jp/				

2 仕事の情報

雇用 形態	正社員	就業 形態	派遣・請負ではない	営業 (自動車用の電子部品)	求 人 数	4人
仕 事 の 内 容	自社で製造している電子部品 (主に自動車用部品) の法人向け営業 ・受注計画に基づき新製品開発に合わせた製品の提案・見積り ・受注から納品までのフォロー・代金回収等 ※顧客は、主に国内の自動車メーカー (関東・東海地域) です。 ※既存顧客へのルート営業が中心です。 ※目標はありますが、ノルマはありません。 ※入社後は、集合研修・現場OJTにより、必要な知識・スキルを学べます。 ※変更の範囲: 総務、人事労務			履 修 科 目	理工学部 (電子関係) あれば 尚可	
				必 許 要 ・ 資 格	普通自動車免許 (AT限定可) あれば 尚可	
雇用期間の定めなし				契約更新の可能性		
就 業 場 所	事業所所在地と同じ 〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇1-x-x 〇〇線△△駅 から 徒歩10分			転勤の可能性	あり	試用期間 あり 労働条件 異なる
				受動喫煙対策 あり (喫煙室設置) 喫煙できる部屋がある		

3 労働条件等

賃 金 (税 込)	区分 \ 学歴	大学院	大学	短大	高専	専修学校	能開校	
	賃 金 形 態	月給	月給					
	基本給 (a)	190,000 円	180,000 円	円	円	円	円	
	定 額 的 手 当 支 払 わ	営業 手当	30,000 円	30,000 円	円	円	円	円
		手当	円	円	円	円	円	円
		手当	円	円	円	円	円	円
		手当	円	円	円	円	円	円
	固定残業代 (c)	26,000 円	25,000 円					
計 (税込) (a+b+c)	246,000 円	235,000 円	円	円	円	円		
固定残業代に関する 特記事項	時間外手当は時間外労働の有無にかかわらず、固定残業代として支給し、10時間を超える時間外労働は追加で支給。							
賞 与	賞与 あり	(新規卒者の前年度実績) 年1回 万円 ~ 万円	又は	2.00ヶ月分	昇給 あり	(新規卒者のベースアップ込みの前年度実績) 2,500 円 又は %		
	賞与 あり	(一般労働者の前年度実績) 年2回 万円 ~ 万円	又は	4.50ヶ月分	通勤 手当	実費支給 (上限あり) 月額 50,000 円まで	マイカー通勤 不可	
福 利 厚 生 等	雇用 労災 公災 健康 厚生 財形 その他	定年制 あり (一律 65歳)	再雇用 あり (上限 70歳まで)	退職 制度	育児 あり 介護 あり 看護 該当者なし	賞金締切日 月末	その他	
	厚生年金基金 確定拠出年金 確定給付年金	退職金共済 未加入	勤務延長 なし	労働組合 あり	賞金支払日 翌月 25日	その他		
	退職金制度 あり (勤続 3年以上)			就業規則	フルタイム あり	パートタイム あり		
就 業 時 間	時間外	あり	月平均 10 時間	36協定における特別条項 なし				
	(1) 9 時 00 分 ~ 18 時 00 分	休憩時間	60 分	特別な事情・期間等				
	(2) ~ (3) ~	入居可能 住宅	単身用 あり 世帯用 なし					
休 日 等	休日 土 日 祝 その他	年間休日数 127 日	有給 休暇	入社時 0 日 6ヶ月経過後 10 日	その他の休日 週末年始 (12/29~1/3) 夏季休暇 (7月~9月に3日間) 誕生日休暇 (年1日) その他特別休暇あり (慶弔・結婚・育児参加など)			
	週休二日制 毎 週							

(2/2)

求人番号



00000-00000

受付年月日 令和 〇年 〇月 〇日

受付安定所 〇〇公共職業安定所

求人票 (大卒等)

事業所番号



0000-000000-0

事業所名

霞ヶ関電子興業 株式会社

4 選考

(2/2)

受付期間	6月1日 以降随時	説明会日時・場所	6月4日 10時00分～ 東京本社（所在地と同じ）	選考日	6月1日 以降随時
選考方法	書類選考 面接 適性検査 その他 筆記試験 [一般常識 英語 作文 専門 その他]	書類提出先	〒100-0000 事業所所在地と同じ	応募書類等	ハローワーク紹介状 履歴書 卒業見込証明書 成績証明書 その他の応募書類 []
応募書類の返戻	あり	既卒応募	既卒応募 可 (卒業後概ね 3年以内)	中退者応募	可
選考場所	〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇1-x-x 〇〇線△△駅 から 徒歩10分	既卒入社日等	随時	その他	[]
担当者	課係名 役職名 人事総務課 リーダー 電話番号 99-9999-9876 内線 [] Eメール kasumigasekidensikougyou@go.jp	氏名	コウロウ ヤスコ 厚労 安子	FAX	99-9999-9870

5 補足事項・特記事項

補足事項	試用期間：3ヶ月 転勤の範囲：大阪営業所、名古屋営業所 受付方法：郵送、電話、Eメール オンライン自主応募を行う場合は、求職者マイページからアップロードし、提出可。	かかる特記事項 求人条件に	・手当は他に以下のものがあります。 資格手当：当社の定める資格の保有者に対し、1万円支給
------	---	------------------	---

青少年雇用情報

1 募集・採用に関する情報

企業全体の情報				新規大卒等の情報		
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
(1)	新卒等採用者数	10 人	11 人	9 人	4 人	3 人
	新卒等離職者数	1 人	2 人	4 人	0 人	1 人
	新卒等採用（うち男性）	6 人	7 人	5 人	2 人	2 人
	新卒等採用（うち女性）	4 人	4 人	4 人	2 人	1 人
(2)	平均継続勤務年数	従業員の平均年齢（参考値）	18.5 年	41.7 歳	20.7 年	40.2 歳

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

(1)	研修の有無及びその内容	あり	新入社員研修（入社後2週間）※その後現場OJTあり（半年間）、英語講習（通信制）、簿記検定講座（社外講習）、管理職研修
(2)	自己啓発支援の有無及びその内容	あり	職務に資するものとして会社が認めた資格について取得費用の一部を補助します。（上限あり）
(3)	メンター制度の有無	あり	
(4)	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	あり	入社直後、入社3年目等の節目に人事担当者によるキャリア等に関する相談を実施
(5)	社内検定等の制度の有無及びその内容	あり	霞ヶ関電子興業社内検定

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

企業全体の情報				新規大卒等の情報	
(1)	前事業年度の月平均所定外労働時間／有給休暇の平均取得日数	15.5 時間	10.7 日	5.8 時間	12.8 日
(2)	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数 ※1	取得者数	女性 9 人 男性 2 人	女性 3 人 男性 1 人	
		出産者数	女性 12 人 男性 10 人	女性 5 人 男性 4 人	
(3)	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合 ※2	役員 22.1 % 管理職 30.5 %			

※1 については、男性は配偶者の出産者数を示しています。 ※2 については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

産業分類 282 電子部品製造業 就業場所住所 東京都千代田区

職業分類 048-04 識別欄

求人条件に関する注意事項 ハローワークより：求人票は雇用契約書ではありません。採用時には必ず、書面により労働条件の明示を受けてください。

○新たな統一用紙（調査書）

(本草書類 その2)

追記

欄の追加

特記事項

記載者

上記の記載書面に誤りのないことを証明します。

年 月 日
 (所在地) 〒
 (学校名)
 (住所番号)
 (校名)

全国高等学校統一用紙(文部科学省・厚生労働省・全国高等学校長協会の協議により平成6年度度

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により合致6年度使用)

調 査 書

(応募書類 その2)

出 席 状 況	欠 席 日 数	1年	2年	3年	4年
	欠 席 の 主 な 理 由				

身 体 状 況					検査日・平成 令和 年 月	
身長	cm	視	右 ()	聴	右	備 考
体重	kg	力	左 ()	力	左	

(視力欄にA～Dが記入されている場合、A:1.0以上、B:1.0未満0.7以上、C:0.7未満0.3以上、D:0.3未満を表す)

本人の 長所 推薦 事由 等	
--------------------------------	--

記 載 者	
-------	--

上 記 の 記 載 事 項 に 誤 り の な い こ と を 証 明 し ま す 。

令和 年 月 日

(所在地) 〒

(学校名)

(電話番号)

(校長名)

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

推薦依頼校一覧表

※指定校推薦を希望される場合は、このページをコピーもしくは鹿児島労働局のホームページよりダウンロードして記載し、求人票に添付して各高校へ提出してください。

事業所名				求人数				人／求人番号			
安定所	学 校	推薦 人員	学 校	推薦 人員	学 校	推薦 人員	学 校	推薦 人員	学 校	推薦 人員	備 考
鹿児島(35)	鹿児島大学教育学部 附属特別支援学校		鶴 丸		甲 南		鹿児島中央		錦 江 湾		
	武 岡 台		開 陽		明 桜 館		松 陽		鹿 児 島 東		
	鹿 児 島 工 業		鹿 児 島 南		種 子 島		種子島中央		屋 久 島		
	鹿 児 島 玉 龍		鹿 児 島 商 業		鹿 児 島 女 子		鹿 児 島 盲		鹿 児 島 聾		
	武 岡 台 特 別 支 援		鹿児島特別支援		鹿児島南特別支援		鹿児島高等特別支援		中種子特別支援		
	鹿 児 島		鹿児島実業		樟 南		鹿児島情報		ラ・サール		
	鹿児島純心女子		池田学園池田		志學館高等部		鹿児島修学館		屋久島おおぞら ^⑤		
川内(5)	川 内		川 内 商 工		川薩清修館		薩 摩 中 央		れ い め い		
鹿屋(10)	串 良 商 業		楠 隼		鹿 屋		鹿 屋 農 業		鹿 屋 工 業		
	垂 水		南 大 隅		鹿 屋 女 子		鹿屋特別支援		鹿 屋 中 央		
国分(15)	大 口		伊 佐 農 林		霧 島		蒲 生		加 治 木		
	加 治 木 工 業		隼 人 工 業		国 分		福 山		国 分 中 央		
	加 治 木 特 別 支 援		牧之原特別支援		龍 桜		鹿児島第一		大口明光学園		
加世田(8)	枕 崎		鹿児島水産		加 世 田		加世田常潤		川 辺		
	薩 南 工 業		南薩特別支援		鳳 凰						
伊集院(8)	吹 上		伊 集 院		市 来 農 芸		串 木 野		串木野特別支援		
	神村学園高等部		鹿児島城西		鹿児島育英館						
大隅(3)	曾 於		志 布 志		尚 志 館						
出水(7)	鶴 翔		野 田 女 子		出 水		出 水 工 業		出 水 商 業		
	出水特別支援		出 水 中 央								
名瀬(10)	大 島		奄 美		大 島 北		古 仁 屋		喜 界		
	徳 之 島		沖 永 良 部		与 論		大島特別支援		樟 南 第 二		
指宿(5)	指 宿		山 川		顚 娃		指 宿 商 業		指宿特別支援		
合計(106)											

他 都 道 府 県	県	安定所	学 校	推薦 人員	学 校	推薦 人員	学 校	推薦 人員	学 校	推薦 人員	学 校	推薦 人員

就 職 承 諾 書

令和 年 月 日

様

学 校 名

本人 現住所

氏 名

印

このたび、貴社より採用内定通知をいただきましたので、卒業のうえは就職することを承諾いたします。

なお、卒業時の健康状態が採用選考時と著しく異なり、貴社の勤務にたえられないと診断された場合は、学校をふくめた三者で協議させていただきます。

(九州地区高等学校進路指導研究協議会統一用紙)

労働基準法等の法令遵守事項

労働条件の最低基準は、労働基準法等の法律で定められていますので、新規学卒者を採用される際は、主に下記の項目にご留意ください。

◆ 労働条件の明示

◇ 労働者を採用するときは、使用者は労働者に対して書面を交付する等の方法により、下記の労働条件を明示しなければなりません。

- ① 労働契約の期間に関する事項
- ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- ③ 就業の場所及び従事する業務に関する事項（就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。）
- ④ 始業及び終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、並びに労働者をシフト制により交替勤務をさせる場合における就業時転換に関する事項
- ⑤ 賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締め切り及び支払いの時期に関する事項
- ⑥ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）

◆ 解雇のルール

◇ 解雇の手続き

労働者を解雇しようとする場合は、少なくとも30日以上前に予告するか、30日分以上の平均賃金を支払わなければなりません。

◇ 解雇の理由

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念に照らして妥当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効になります。

◆ 退職時の証明

◇ 労働者が退職した場合に、労働者が使用者に対して、使用期間、業務の種類、事業場における地位、賃金、退職の事由（解雇の場合はその理由を含む）のうち、希望する事項の証明書の交付を請求したときは、使用者は証明書を遅滞なく交付しなければなりません。

◇ 使用者が解雇を予告した労働者が、解雇日までに使用者に解雇の理由について証明書の交付を請求したときも、使用者は遅滞なく交付しなければなりません。

◆ 定期賃金

◇ 賃金は「賃金支払いの5原則」があり、①通貨で、②直接、③全額を、④毎月1回以上、⑤一定期日に、労働者に支払う必要があります。ただし、①については、労働者の同意があつて、書面による労使協定がある場合は金融機関の口座振込や、一部の資金移動業者の口座への支払が可能です。また、③については、源泉徴収税や社会保険料などの法令に定めがあるもの及び書面による一部控除の労使協定があるものは、賃金から一部控除が認められています。

◆ 法定労働時間

- ◇ 法定労働時間は、休憩時間を除いて、原則として1週40時間、1日8時間です（特例措置として、商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の4業種において、労働者数が10名未満の事業場は1週44時間が認められています）。
- ◇ 法定労働時間を超えて労働させる場合（時間外労働）には、労使協定（36協定）を締結して所轄の労働基準監督署長に届け出る必要があります。ただし、満18歳未満の年少者には時間外労働が禁止されています。
- ◇ 時間外労働の時間数はその上限が定められていますので、P69の「時間外労働・休日労働に関する協定届のポイント」をご参照ください。
- ◇ 法定労働時間については、一定の条件の下で変形制が認められていますので、P68の「変形労働時間制の概要」をご参照ください。

◆ 休憩時間

- ◇ 1日の労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩時間を、労働時間の途中に与える必要があります。

◆ 法定休日

- ◇ 休日は、原則として毎週少なくとも1日を与える必要がありますが、それが困難な場合は変形休日制として、4週間を通じて4日以上の日を与える必要があります。この法定休日に労働させる場合（休日労働）には、上記の時間外労働と同様に労使協定（36協定）を締結して所轄の労働基準監督署長に届け出る必要があります。ただし、満18歳未満の年少者には休日労働が禁止されています。

◆ 割増賃金

- ◇ 時間外労働及び深夜労働（午後10時から午前5時までの時間帯）に対しては割増率25%以上、法定休日労働に対しては割増率35%以上の割増賃金を支払う必要があります。もし月額で固定額として各割増賃金を支払う場合であっても、実際に法定の計算方法を用いて算出した各割増賃金を下回る場合は、不足額を追加して支払わなければなりません。
- ◇ 月60時間を超える時間外労働の割増率は50%以上です。

◆ 年次有給休暇

- ◇ 年次有給休暇は、雇い入れの日から起算して6箇月の継続勤務を行い、そのうちの全所定労働日の8割以上を出勤した労働者に対して付与が義務付けられています。年次有給休暇の付与日数はP68の「年次有給休暇の付与日数の概要」をご参照ください。
- ◇ 付与基準日に10日以上の日次有給休暇が付与される労働者には、使用者は1年以内に必ず5日については時季を指定して取得させることが義務付けられています。

◆ 深夜労働の禁止

- ◇ 満 18 歳未満の年少者は、原則として深夜労働が禁止されています。

◆ 就業規則

- ◇ 常時使用する労働者が 10 名以上の事業場では、就業規則を作成して所轄の労働基準監督署長に届け出なければなりません（就業規則を変更したときも同様です）。
- ◇ 就業規則は、事業場の見やすい場所などに掲げて労働者に周知する必要があります。なお、就業規則に限らず、労働基準法の要旨や労働基準法に基づく労使協定についても、同様の方法で労働者に周知する必要があります。

◆ 最低賃金

- ◇ 賃金は、P 72 の「鹿児島県の最低賃金」の金額以上を支払う必要があります。なお、最低賃金は毎年審議され、適宜改正（近年では 10 月頃）されますので、その都度の金額を確認する必要があります。

◆ 労働保険

- ◇ 労働保険とは、労災保険と雇用保険を合わせた名称です。労働保険に加入すべき労働者には、正社員やアルバイトの名称は問いません（農林水産業で一定規模の事業形態を除く）。
- ◇ 労災保険は全ての労働者が強制加入の対象となり、業務災害及び通勤災害に対して、審査のうえ一定の補償給付が支払われます。
- ◇ 雇用保険は、① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること、② 31 日以上継続雇用が見込まれることの要件を満たす労働者が強制加入の対象となり、退職の条件による審査のうえ失業給付が支払われます。
- ◇ 労働保険以外では、社会保険も一定要件を満たせば加入の手続きが必要です。

◆ 安全衛生

- ◇ 健康診断は、雇入時健康診断及び常時使用する労働者について 1 年以内ごとに 1 回の定期健康診断を受診させなければなりません。ただし、雇入時健康診断は、あくまで雇入時であって採用選考時に受診させることはできません。また、深夜業等の特定業務従事者や有害業務等の特殊業務従事者においては、6 月以内ごとに 1 回の各健康診断も受診させなければなりません。
- ◇ 労働安全衛生法では、上記以外にも職場の安全基準や衛生基準について規定を設けていますので、これについても遵守することが必要です。

○ 変形労働時間制の概要

◆ 1 箇月単位の変形労働時間制

この制度は、1 箇月以内の一定期間を平均して、1 週間の労働時間が週法定労働時間（40 時間又は 44 時間）を超えない範囲内において、特定の日及び週に法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。

採用する場合の要件は、下記の①又は②の 2 通りがあります。

- ① 就業規則に規定して、常時使用する労働者が 10 人以上の事業場では、これを所轄の労働基準監督署長に届け出ること。
- ② 労使協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署長に届け出ること。

◆ 1 年単位の変形労働時間制

この制度は、1 年以内の一定期間を平均して、1 週間の労働時間が週法定労働時間（40 時間）を超えない範囲内において、特定の日及び週に法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。

採用する場合の主な要件は、下記①から⑤までを満たす必要があります。

- ① 就業規則に規定して、常時使用する労働者が 10 人以上の事業場では、これを所轄の労働基準監督署長に届け出ること。
- ② 労使協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署長に届け出ること。
- ③ 労働時間の上限は、1 日 10 時間以内及び 1 週 52 時間以内とすること。
- ④ 対象期間（1 年以内の一定期間）が 3 箇月を超える場合の労働日数の上限は、1 年当たりで 280 日以内とすること。
- ⑤ 連続労働日数は 6 日以内とすること。

※ 詳細は鹿児島労働局及び各労働基準監督署までお問い合わせください。

○ 年次有給休暇の付与日数の概要

☆ 基本的な年次有給休暇の付与日数は次の表のとおりです。

勤続年数	0. 5	1. 5	2. 5	3. 5	4. 5	5. 5	6. 5 以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

※ 「週所定労働日数が 4 日以下かつ週所定労働時間が 30 時間未満の労働者」と「認定職業訓練を受ける未成年者」は、上記の表とは異なる付与日数となっておりますので、詳細は鹿児島労働局及び各労働基準監督署までお問い合わせください。

○ 時間外労働・休日労働に関する協定届のポイント

◆ 協定の当事者

事業主は、労働者の過半数を代表する者（労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は、その労働組合の代表者）と協定を締結します。ただし、労働者の過半数を代表する者が監督または管理の地位にある場合は、法定労働時間と法定休日が適用されずに、直接的に時間外労働と休日労働に関与しない立場となりますから、他の労働者に不利益が生じないようにするため労働者の代表者にはなれません。なお、監督または管理の地位にある労働者であったとしても、労働者の代表者を選出する労働者には含まれます。

◆ 時間外労働時間の上限

時間外労働の時間数については、事業場の規模に関わらず、労働者の健康を確保するために上限が定められています。

- ① 原則として、時間外労働時間数の上限は、月 45 時間・年 360 時間（1 年単位の変形労働時間制を採用する場合は月 42 時間・年 320 時間）と定められており、この上限の範囲で協定を締結しなければなりません。なお、時間外労働時間数は、1 日→1 箇月→1 年の 3 段階で協定してください。
- ② 特例として、臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合は、
 - 年 720 時間以内（時間外労働のみ）
 - 複数月の平均 80 時間以内（時間外労働と休日労働の合計）
 - 月 100 時間未満（時間外労働と休日労働の合計）の上限を満たすことが必要です。なお、臨時的が常態的にならないように、この特例の回数は年 6 箇月以内に限られます。
- ③ 特例として、建設事業、自動車運転の業務、医師については、上限規制の適用が令和 6 年 3 月まで猶予されましたが、一部例外規定を除いて、令和 6 年 4 月以降、上限規制が適用されました。また、鹿児島県及び沖縄県の砂糖製造業については、同様に上限規制の適用が令和 6 年 3 月まで猶予されていましたが、令和 6 年 4 月以降、上限規制が適用されました。なお、新技術・新商品等の研究開発業務については、猶予期間に関係なく上限規制は適用されません。

◆ 押印原則の見直し

令和 3 年 4 月から協定届の様式が以下のように変更になっています。

- ① 労働者と使用者の署名・押印の廃止。
- ② 「労働者の過半数を代表する者」と「過半数代表者が管理監督者ではなく、かつ選出方法が適正」の 2 箇所にチェックボックスの新設。
(P70、71 の様式第 9 号、第 9 号の 2 参照。新技術・新商品等の研究開発業務に従事する労働などの様式は除く。)

時間外労働や休日労働が見込まれる場合は、協定の有効期間が切れないうちに、協定届を更新して有効期間内に所轄の労働基準監督署に届け出てください。

(様式第9号(第16条第1項関係))

負います。

- 式でも届出できます。

労働者の過半数で組織する労働組合が、36協定を締結する者を選出することを明確にした上で、投票・選挙等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載していくとよい。

使用者による指図や、使用者の意向に基づく選出は認められませんが、チェックボックスにチェックが入る場合には、形式上の要件に適合している協定と見做されます。

鹿児島県の最低賃金

必ずチェック! 最低賃金!



地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県 最低賃金	953円	令和6年 10月5日	鹿児島県内の臨時、パート、アルバイトを含むすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金(産業別最低賃金)

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
自動車(新車) 小売業	986円	令和6年 12月21日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	953円	令和6年度は改正がありません。 このため、令和6年10月5日から鹿児島県最低賃金953円以上の支払いが必要となります。	最賃との比較チェック →
百貨店、 総合スーパー	953円		

●特定最低賃金(産業別最低賃金)の業種分類は日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づいたものです。

※最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) | ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) |
| ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 | ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当 |

最低賃金に関する
お問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室 (電話) 099-223-8278
鹿児島労働基準監督署 (電話) 099-214-9175
鹿屋労働基準監督署 (電話) 0994-43-3385

川内労働基準監督署 (電話) 0996-22-3225
加治木労働基準監督署 (電話) 0995-63-2035
名瀬労働基準監督署 (電話) 0997-52-0574

非正規雇用労働者の基本給の引上げに 「キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)」

をご活用ください

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

【お問い合わせ先】鹿児島労働局職業対策課 (電話) 099-219-5101



《業務改善助成金を含めた働き方改革・賃金引上げに関するワンストップ相談窓口》

鹿児島働き方改革推進支援センター (電話) 0120-221-255

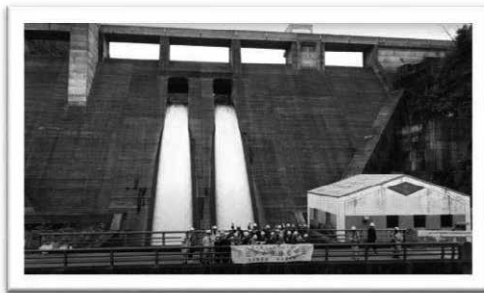


鹿児島労働局・労働基準監督署



高校生向け
企業PR
動画

企業の魅力を高校生に アピールしませんか？



YouTube で鹿児島県の高中生へ企業情報を公開します！

- 企業の経営理念・採用方針・職場の雰囲気を発信
- 鹿児島県の高中生に地元企業の魅力をアピール



前回までの提供動画より抜粋

- 動画時間は、5分程度（最大10分）とします。
- 動画は、鹿児島労働局ホームページや鹿児島労働局新卒応援・ハロトレ情報 YouTube チャンネルにおいて一般配信されます。
- 動画の内容については企業にお任せしますが、高校生が企業訪問をしているようなイメージで作成をお願いします。
- 動画は、企業による撮影（既存の動画を含む）にて提供願います。
- お申し込みは、裏面の申込書と動画データを郵送または窓口へご提供ください。
- 動画の受付後、7月1日より随時公開させていただきます。

お問い合わせは各ハローワークまで

動画掲載先はこちら



鹿児島労働局ホームページ

厚生労働省の「若者雇用促進総合サイト」に 職場情報を登録しませんか？

学生等を雇用しようとするすべての事業主の方に職場情報を「若者雇用促進総合サイト」へ無料で登録・PRしていただくことができます。本サイトに職場情報等を登録・開示することで、より多くの学生等に自社をPRすることができ、学生等の応募の増加につながることが考えられます。この機会にぜひ、本サイトをご活用ください。

若者雇用促進総合サイトは、
学生たちが就職活動を行う際に役立つ、以下の情報をまとめたポータルサイトです。



- ① 登録企業の就労実態等の職場情報
- ② ユースエール認定企業などの各種認定の取得状況
- ③ 国が実施する若者雇用関連施策
- ④ 国や地方自治体が運営する就職相談窓口
- ⑤ ユースエール認定企業に対するインタビュー



<ユースエール
認定マーク>

職場情報の登録方法

パソコン及びスマートフォンの両方から登録が可能です。

※ユースエール認定企業については、労働局で登録作業を行いますので、**登録は不要**です。

- 1 パソコンまたはスマートフォンから「若者雇用促進総合サイト」にアクセスします。

若者雇用促進総合サイト

検索

- 2 「事業主の方へ」ページの「新規事業主様登録」をクリックします。



クリック！

- 3 仮登録の後、本登録画面で職場情報を登録します。

登録に必要な情報	
仮登録	法人番号、企業名、所在地、担当者名・部署、TEL、FAX、メールアドレス、企業・採用ホームページURL
本登録	採用者・離職者数、平均勤続年数、研修制度、有給休暇の取得実績、育児休業の取得実績 など

※詳細はサイトの「事業主登録の流れ」をご確認ください。

サイトに職場情報を
登録・公開する

4つのメリット

自社の職場情報を
無料でPR

新卒者の
応募意欲向上

早期離職を防ぎ
定着率向上

情報の見える化で
信用力アップ



若者雇用促進総合サイト

公式X(旧 Twitter)アカウント
@wakamono_koyou



厚生労働省・都道府県労働局

LL051012開若01

優良な中小企業の証！

優秀な若者人材が集まる！！

エールベア



会社のイメージUPで
若者採用が**スムーズ**！

ユースエール認定企業の メリット

ハローワーク等で
重点的PRを実施

認定企業限定の
就職面接会等への参加
自社の商品、広告などに
認定マークを使用し、
優良企業をアピール！

など

就活中の若者と優良な中小企業の
マッチングを支援



【認定基準】

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※ ³
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※ ⁴
		・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※ ⁵
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ ⁶	
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ ⁷	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※¹ 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※² 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※³ 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※⁴ 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※⁵ 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。）を取得している企業については、認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※⁶ 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※⁷ 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

電子申請も利用できます！

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）



本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）

新規学校卒業者を採用する際は 労働関係法令の規定などを確認してください

新規学校卒業者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものです。しかし、新規学校卒業者は、職業や職場に関する知識や経験に乏しく、適切な職業選択と円滑な就職を行うためには、関係者の助言や援助を必要とします。

このリーフレットは、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）をもとに、新規学校卒業者の採用に当たり確認いただきたい事項をまとめたものです。

事業主の皆さまには、新規学校卒業者を採用する際、このリーフレットや関係法令などを参考に、適正な募集・採用に努めていただくようお願いいたします。

1. 募集・労働契約締結に当たって遵守すべき事項など

募集時	●労働条件を明示してください（職業安定法第5条の3） ●広告等により提供する求人等に関する情報は的確に表示してください（同法第5条の4） ●職業安定法に基づく大臣指針により、以下の点に配慮してください ・募集の段階で、労働条件を変更する可能性があるときは、その旨を併せて明示してください ・明示した労働条件が変更になったときは、求職者に対して速やかに通知してください ●固定残業代制を採用する場合は、固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うことなどを明示すること（記載例参照）
労働契約締結前	●当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示して下さい（職業安定法第5条の3第3項） →なお、学校卒業見込者等については、特に配慮が必要であるため、当初明示した条件を変更し、削除し、又は当初明示した条件に含まれない従事すべき業務の内容等を追加することは不適切であるとされています
労働契約締結時または締結後	●労働条件を明示してください（労働基準法第15条第1項） ●明示された労働条件が事実と異なる場合、労働者は即時に労働契約を解除することができます（同法第15条第2項） ●労働条件の変更には、労使の合意が必要です（労働契約法第8条）

Pick up!

時間外労働について固定残業代制を採用している場合の記載例

- 1 基本給（××円）
- 2 □□手当（時間外労働の有無にかかわらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給）
- 3 ○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
 - ※ 「□□」には、固定残業代に該当する手当の名称を記載してください。また、□□手当に固定残業代以外の手当を含む場合には、固定残業代分を分けて記載してください。
 - ※ 深夜労働や休日労働について固定残業代制を採用する場合も同様です。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL040930開若03

2. 採用内定に当たって遵守すべき事項など

- (1) 採用内定を行う際は、確実な採用の見通しに基づいて、採否の結果を明確に伝えてください。
- (2) 採用の時期や採用条件、採用内定取消事由などは、文書で明示してください。また、学校などの卒業が採用条件となる場合は、内定時に明示してください。
- (3) 採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消しは無効となりますので、十分にご留意ください。
- (4) やむを得ない事情により採用内定の取消しや入職（入社）時期の繰下げを行うときは、新規卒業予定者の就職先の確保に最大限努力するとともに、該当者からの補償などの要求に誠意を持って対応してください。また、所定の様式により、あらかじめハローワークに通知してください。

3. 学校などの卒業者の取扱い

新規卒業予定者の募集を行うに当たっては、学校などの卒業者が、卒業後少なくとも三年間は応募できるようにしてください。また、できる限り年齢の上限を設けないようにし、年齢の上限を設ける場合には、青少年が広く応募できるよう検討してください。

4. 新規卒業予定者に関する採用方法

- (1) 通年採用や秋季採用の導入などを積極的に検討してください。
- (2) 国・地方公共団体などの施策を活用しながら、いわゆるUIターン就職などによる就職機会の提供に積極的に取り組んでください。

5. インターンシップ・職場体験の機会の提供

学校やハローワーク等と連携し、インターンシップや職場体験の受入れを行うなどの積極的な協力をお願いします。なお、インターンシップや職場体験であっても、労働基準法などの労働関係法令が適用される場合もあるので、ご注意ください。

「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（令和4年6月13日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省）を踏まえて実施してください。

6. その他

前述のほか、事業主は以下の点についてご注意ください。

- ・募集・採用計画の立案に当たっては、毎年募集・採用人数が大きく変動しないよう、入職後の人材育成など雇用管理面にも配慮しつつ、中長期的な人事計画などに基づいて、必要な人材だけを採用してください。
- ・当該年度の具体的な募集・採用計画の立案に当たり、中長期的な人事計画などの下、企業の人員構成、職場における要員の過不足の状況などを十分見極めた上で、募集・採用人数を決定してください。
- ・募集・採用人数の計画決定に当たり、「若干名」、「〇〇人以内」など不明確な表現、実際の採用計画を超えた人数の募集などは避け、採用人数を明確にしてください。

若者の募集・求人の申込みをお考えの事業主の皆さまへ
職業紹介事業者の皆さまへ

固定残業代※を賃金に含める場合は、適切な表示をお願いします。

※「固定残業代」とは、その名称にかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働および深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金のことです。

近年、募集要項や求人票の「固定残業代」を含めた賃金表示をめぐるトラブルが見受けられます。若者が就職先の企業を選択する際には、正確な労働条件の表示が重要であり、「若者雇用促進法」に基づく指針でも、「固定残業代」について適切な表示をするよう定めています。

事業主の皆さまには、求人・募集の段階で、指針を踏まえた「固定残業代」の明示をしっかりと行っていただき、また、職業紹介事業者の皆さまも、求人を受け付ける際は明示が適切になされるように働きかけをお願いいたします。



固定残業代制を採用する場合は、募集要項や求人票などに、次の①～③の内容すべてを明示してください。

- ① 固定残業代を除いた基本給の額
- ② 固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法
- ③ 固定残業時間を超える時間外労働、休日労働および深夜労働に対して割増賃金を追加で支払う旨

▶ 時間外労働について固定残業代制を採用している場合の記載例

- ① **基本給**（××円）（②の手当を除く額）
- ② ☐☐ **手当**（時間外労働の有無にかかわらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給）
- ③ ☐ **時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給**

【注意点】※「☐☐」には、固定残業代に該当する手当の名称を記載します。

※「☐☐手当」に固定残業代以外の手当を含む場合には、固定残業代分を分けて記載してください。

※ 深夜労働や休日労働について固定残業代制を採用する場合も、同様の記載が必要です。

【参考】青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（抜粋）

第二の一（一）ハ（ハ）

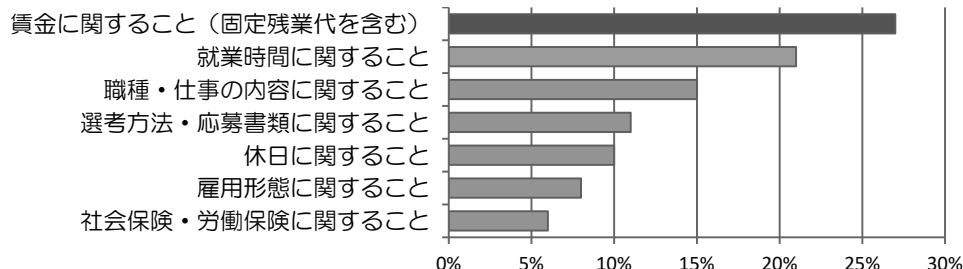
賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。また、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下この（ハ）及びレ（ハ）において「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下この（ハ）において「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL040930開若04

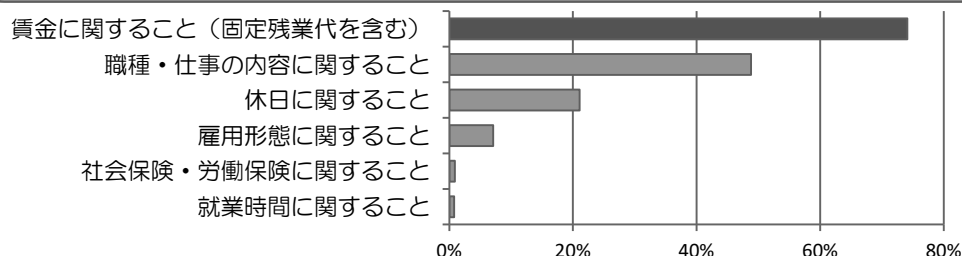
ハローワークにおける、求人票の記載内容と実際の労働条件の相違に対する申出・苦情で、一番多い内容は「賃金に関すること（固定残業代を含む）」です。



出典：厚生労働省職業安定局調べ（平成29年度）

※1件の申出等で複数の内容を含むものは、それぞれの内訳に計上

民間職業紹介機関を利用して就職活動した方の「求人条件と採用条件が異なっていた」という不満で、一番多い内容は「賃金に関すること（固定残業代を含む）」です。



出典：民間人材ビジネス実態把握調査（厚生労働省平成28年8月）

※複数回答

時間外割増賃金をめぐるトラブルには、次のような裁判例があります。

【T事件（平成24年3月8日 / 最高裁第一小法廷判決）】

本件雇用契約は、(略) 基本給を月額41万円とした上で、月間総労働時間が180時間を超えた場合には、その超えた時間につき1時間当たり一定額を別途支払い、(略) 月間180時間以内の労働時間中の時間外労働がされても、基本給自体の金額が増額されることはない。(略) 基本給について、通常の労働時間の賃金に当たる部分と労働基準法第37条第1項の規定する時間外の割増賃金に当たる部分とを判別することはできないものというべきである。これらによれば、(略) 時間外労働をした場合に、月額41万円の基本給の支払を受けたとしても、その支払によって、月間180時間以内の労働時間中の時間外労働について労働基準法第37条第1項の規定する割増賃金が支払われたとすることはできない(略)。

【U事件（平成20年10月7日 / 東京地裁判決）】

販売手当(略) は、いずれも各店舗の売上等に応じて支給されるものであり、これが従業員が時間外労働や深夜労働をした場合に支給される割増賃金と同様の性質を有するものとはいえない。(略) 販売手当が時間外勤務手当に代わるものであるという説明をしたとまでは述べていないのであるし、他に販売手当が時間外勤務手当に代わるものであるという説明をしたことを認めるに足る証拠はないから、(略) 販売手当の支払をもって時間外及び深夜の割増賃金の支払ということとはできない。

【F事件（平成20年3月21日 / 東京地裁判決）】

少なくとも労働者が自分が当月働いた分についてどれだけの時間外労働がなされ、それに対していくらの割増賃金が出ているのかを概算的にでも有効・適切に知ることができなければ、労使の合意に基づいた労働条件の中身としての賃金なり給与条件の合意が成立したことにはならない。

事業主の皆さまへ

卒業後 3 年以内の既卒者は、 「新卒枠」での応募受付を！

あなたの会社も
有望な既卒者を
新卒枠で獲得を。



会社の メリット

新卒採用の枠を拡大することで、
意欲・能力がある有望な既卒者
を採用できるチャンスが！

学生の メリット

コロナの影響などにより、就職
先が決まらないまま卒業せざる
を得なかった方にも、もう一度
挑戦するチャンスが！

詳しい内容は、次頁をご確認ください

厚生労働省では、「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、若者の雇用機会の確保と職場定着に関して、事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者などの関係者が適切に対処するための指針を定めています※。

この指針では、学校卒業見込者の採用枠について以下としています。

- ✓ 既卒者が卒業後少なくとも3年間は応募できるように努めること
- ✓ できる限り上限年齢を設けないように努めること

意欲・能力があるにも関わらず、在学中に就職先が決まらないまま卒業せざるを得なかった方に対し、新卒採用の門戸を閉ざすことは、学生だけではなく会社にとっても大きな損失です。

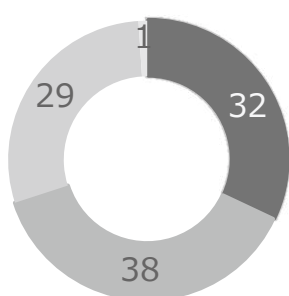
事業主の皆さまには、日頃より適切な若者の募集・採用にご協力いただいておりますが、この指針に沿って、改めて若者の雇用機会の拡大にご協力をお願い申し上げます。

※詳しくは、こちらのリーフレットもご覧ください：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000534967.pdf>



(参考)

新規学卒者採用枠での
既卒者の応募受付状況



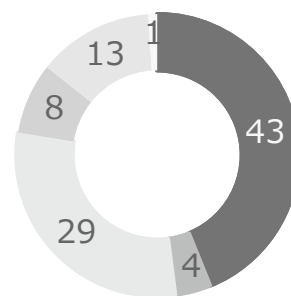
■ 採用に至った ■ 採用に至らなかった ■ 応募不可 ■ 不明

(資料出所) 厚生労働省 「労働経済動向調査(2020年8月)」

(注) 前年度に新規学卒者枠で正社員の募集を行った事業所(7539事業所)を100として集計。

(注) 構成比は小数点以下を四捨五入しているため、計は必ずしも100とはならない。

新規学卒者採用枠に応募可能な
卒業後の経過期間



■ 上限はない ■ 3年超
■ 2年超～3年以内 ■ 1年超～2年以内
■ 1年以内 ■ 不明

(資料出所) 厚生労働省 「労働経済動向調査(2020年8月)」

(注) 前年度に新規学卒者枠で正社員の募集を行った事業所のうち、既卒者が応募可能だった事業所(5254事業所)を100として集計。

(注) 構成比は小数点以下を四捨五入しているため、計は必ずしも100とはならない。

(注) 各項目で四捨五入して算出しているため、足し上げた数値と表面の数値は、必ずしも一致しない。

求人企業の皆さまへ

改正職業安定法（求人不受理）について

2020年（令和2年）3月30日から、改正職業安定法の一部や関連する政令・省令・指針が施行され、ハローワークは、**一定の労働関係法令違反のある求人者からの求人の申し込みなどを受理しないことが可能**となっております。

このリーフレットでは、**求人企業の皆さまが、ハローワークに求人を申し込む際に留意していただきたい点**をお知らせします。

※ 違反した場合に求人不受理となる規定が追加になります（施行日：令和4年10月1日）。

ハローワークは、原則として、全ての求人の申し込みを受理しなければならないとされています。ただし、以下のいずれかの要件に該当する場合には、求人の申し込みを受理しないことができます。

- ① 内容が法令に違反する求人
- ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
- ③ **一定の労働関係法令違反のある求人者による求人**
- ④ 求人者が労働条件を明示しない求人
- ⑤ **暴力団員など（※）による求人**
（※）暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者
- ⑥ **正当な理由なく、ハローワークからの報告の求めに応じなかった求人者による求人**

○ ハローワークは、求人の申し込みが上記の要件に該当するか否か、求人者に対して報告を求めることができるとされており、職業安定法では、**求人者は、ハローワークからその求めがあったときは、正当な理由がない限り、応じなければならない**とされています。



- 正当な理由なく、ハローワークからの報告の求めに応じなかった場合は、**求人の申し込みが受理されないこととなりますので、報告にご協力ください。**
- また、報告の際に、**事実と相違する報告をした場合には、都道府県労働局による勧告や公表などの対象となる可能性がある**ので、**正しい内容の報告**をお願いします。

【参考：職業安定法】

- 第五条の六 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みは全て受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人の申込みは受理しないことができる。
- 一～六 （上記①～⑥のとおりであるため省略）
- 2 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることができる。
- 3 求人者は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL040930 首01

以下に該当する場合には、求人の申込みが受理されません

対象となる主なケース		基本となる不受理期間
労働基準法及び最低賃金法に関する規定	1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合	法違反の是正後6か月経過するまで
	対象条項違反により送検され、公表された場合	送検された日から1年経過するまで
職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に関する規定	対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合	法違反の是正後6か月経過するまで

違反した場合に求人の申込みが受理されないこととなる法律の規定

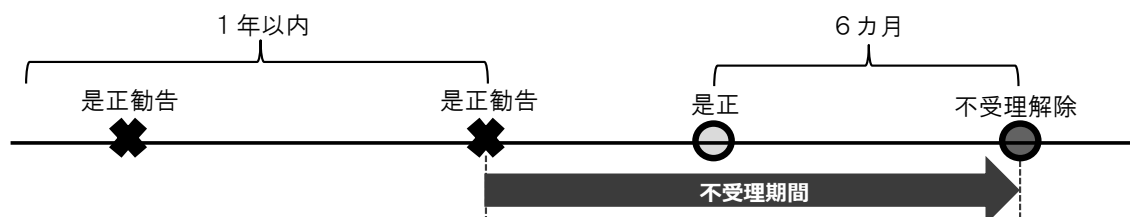
法律	対象条項
労働基準法	＜男女同一賃金＞第4条、＜強制労働の禁止＞第5条、＜労働条件明示＞第15条第1項及び第3項、＜賃金＞第24条、第37条第1項及び第4項、＜労働時間＞第32条、第36条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る）、第141条第3項、＜休日・休暇等＞第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項、＜年少者関係＞第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条、＜妊産婦関係＞第64条の2（第1号に係る部分に限る）、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項（※）労働者派遣法第44条（第4項を除く）の規定により適用する場合を含む。
職業安定法	＜労働条件等の明示＞第5条の3第1項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、第2項及び第3項、第5条の4第1項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）及び第2項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、＜求職者等の個人情報の取扱い＞第5条の5（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、＜求人の申込み時の報告＞第5条の6第3項、＜委託募集＞第36条、＜労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止＞第39条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、第40条、＜労働争議への不介入＞第42条の2において読み替えて準用する法第20条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、＜秘密を守る義務＞第51条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）
最低賃金法	第4条第1項
労働施策総合推進法	第30条の2第1項及び第2項（第30条の5第2項及び第30条の6第2項において準用する場合を含む） （※）第30条の2第1項の規定を労働者派遣法第47条の4の規定により適用する場合を含む。
男女雇用機会均等法	第5条から第7条、第9条第1項から第3項、第11条第1項及び第2項（第11条の3第2項、第17条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む）、第11条の3第1項、第12条及び第13条第1項 （※）労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。
育児・介護休業法	第6条第1項、第9条の3第1項、第10条、第12条第1項、第16条（第16条の4及び第16条の7において準用する場合を含む）、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項（第16条の9第1項において準用する場合を含む）、第16条の10、第17条第1項（第18条第1項において準用する場合を含む）、第18条の2、第19条第1項（第20条第1項において準用する場合を含む）、第20条の2、第21条第2項、第23条第1項から第3項まで、第23条の2、第25条第1項及び第2項（第52条の4第2項及び第52条の5第2項において準用する場合を含む）及び第26条 （※）労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

不受理期間 について

不受理期間は、以下のとおり違反の程度や内容によって定められています。
 なお、事業主からハローワークへ既に提出済みの求人についても、不受理期間中は、ハローワークから求職者へ職業紹介を行いません。

法違反が是正されるまでの期間に加え、是正後6カ月経過するまでの期間

☆ 1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合

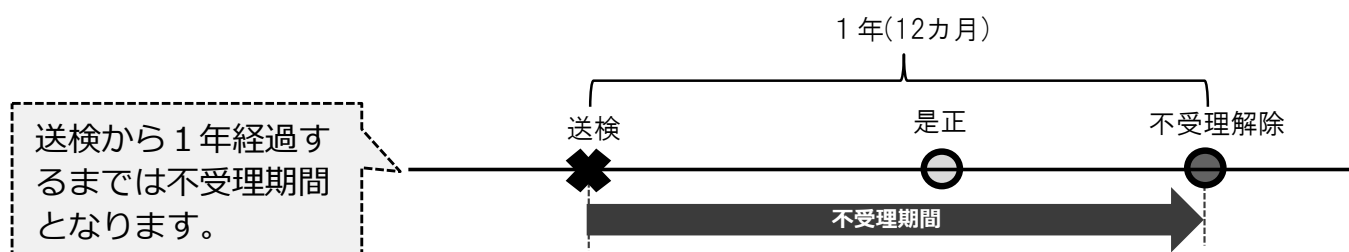


☆ 対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合



送検された日から1年経過するまでの期間 （ただし、是正後6カ月経過するまでは、不受理期間を延長）

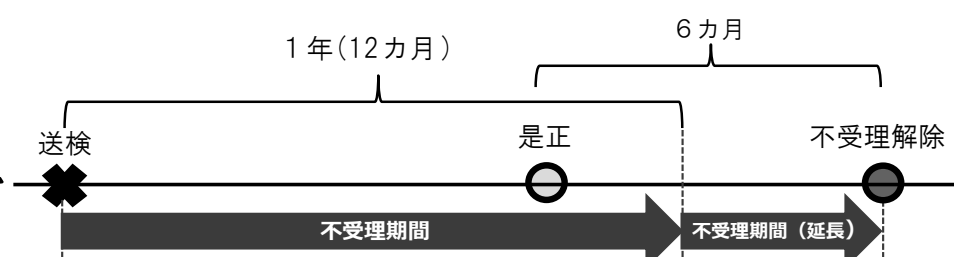
☆ 対象条項違反により送検され、公表された場合



送検から1年経過するまでは不受理期間となります。

ただし、

送検から1年経過していても、是正から6カ月経過していない場合は、不受理期間が延長となります。



資 料 編

新規高卒者初任給情報（確定版）（職業・産業・規模別）

令和6年3月卒

		（単位：千円）											
		全体	管理的 職業	専門的・ 技術的 職業	事務的 職業	販売の 職業	サービスの 職業	保安の 職業	農林漁業 の職業	生産工程 の職業	輸送・ 機械運転 の職業	建設・ 採掘の 職業	運輸・清掃 ・包装等の 職業
職業別	男	全国	194	191	193	191	198	196	202	191	200	202	197
		鹿児島	186	180	188	175	178	183	228	194	192	193	186
	女	全国	190	191	191	186	194	193	207	190	195	196	190
		鹿児島	180	190	191	179	176	176	244	170	161	180	165

（単位：千円）

		（単位：千円）																		
		全体	農林 漁業	鉱業、 採石、 砂利	建設業	製造業	電気・ ガス・熱	情報 通信	運輸、 郵便	卸売、 小売	金融、 保険	不動産、 物品賃貸	学術、 専門・ 技術	宿泊、 飲食	生活関連、 娯楽	教育、 学習	医療、 福祉	複合 サービス	サービス	公務
産業別	男	全国	194	190	193	201	191	188	196	195	183	199	195	199	191	186	187	178	193	195
		鹿児島	186	198	179	188	185	212	188	188	181	178	199	202	179	179	185	159	198	0
	女	全国	190	187	193	193	188	188	196	192	192	181	190	194	194	187	187	176	193	192
		鹿児島	180	171	177	177	181	0	192	165	177	199	195	195	171	174	190	179	203	0

（単位：千円）

		（単位：千円）							
		全体	4人以下	5～29人	30～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1000人以上
規模別	男	全国	194	197	196	193	193	194	194
		鹿児島	186	195	186	183	185	184	179
	女	全国	190	182	185	188	189	191	191
		鹿児島	180	174	174	175	178	179	173

（注）値が0となっているものは、雇用保険の被保険者資格取得がないため確認がとれなかったもの。

新規大卒者初任給情報（確定版）（職業・産業・規模別）

令和6年3月卒		(単位:千円)																			
		全体	管理的 職業	専門的・ 技術的 職業	事務的 職業	販売の 職業	サービスの 職業	保安の 職業	農林漁業 の職業	生産工程 の職業	輸送・ 機械運転 の職業	建設・ 採掘の 職業	運輸・清掃 ・包装等の 職業								
職業別	男	全国	238	247	239	239	239	236	223	222	225	231	239	233							
		鹿児島	218	217	224	217	216	213	234	211	215	222	202	215							
	女	全国	235	242	239	234	235	232	218	219	224	229	237	229							
	鹿児島	224	200	236	220	210	204	280	234	225	226	190	0								
		(単位:千円)																			
		全体	農林 漁業	鉱業、 採石、 砂利	建設業	製造業	電気・ ガス・熱	情報 通信	運輸、 郵便	卸売、 小売	金融、 保険	不動産、 物品賃貸	学術、 専門・ 技術	宿泊、 飲食	生活関連、 娯楽	教育、 学習	医療、 福祉	複合 サービス	サービス	公務	
産業別	男	全国	238	217	248	245	235	230	244	225	236	237	254	243	234	235	236	232	212	232	239
		鹿児島	218	193	180	211	227	209	219	210	212	219	213	224	226	189	248	222	194	219	0
	女	全国	235	213	244	240	233	232	247	225	233	232	245	244	228	232	233	236	213	233	248
	鹿児島	224	217	0	199	233	207	235	195	205	218	219	273	190	206	240	225	211	207	237	
		(単位:千円)																			
		全体	4人以下	5～29人	30～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1000人以上												
規模別	男	全国	238	223	228	233	235	237	239	243											
		鹿児島	218	188	208	213	214	214	230	230											
	女	全国	235	221	223	230	233	235	238	241											
	鹿児島	224	209	202	211	213	225	237	243												

（注）値が0となっているものは、雇用保険の被保険者資格取得がないため確認がとれなかったもの。

鹿児島県内の高等学校等一覧表

[106校 (国立大学法人 1・県立 76・市立 7・私立 22)]

(令和7年4月1日現在)

- 鹿児島公共職業安定所 〒890-8555 鹿児島市下荒田一丁目43-28
[TEL 099(250)6060]
- ワークプラザ天文館 〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル6階
[TEL 099(223)8010]
- 鹿児島新卒応援ハローワーク 〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル3階
[TEL 099(224)3433] 35校(国立1・県立21・市立3・私立10)
- ワークサポートみなみ 〒890-0073 鹿児島市宇宿2-3-5 オブシアミスミ3階
[TEL 099(257)5670]

管 轄 安定所	設立 区分	学 校 名	(郵便番号) [電話番号] 所 在 地	全日 定時 制	学 科
鹿児島	国立 大学 法人	鹿児島大学教育学部 附属特別支援学校	890-0005 [099(224)6257] 鹿児島市下伊敷1-10-1	全日	普通
〃	県立	鶴 丸	890-8502 [099(251)7387] 鹿児島市薬師2-1-1	〃	普通
〃	〃	甲 南	890-0052 [099(254)0175] 鹿児島市上之園町23-1	〃	普通
〃	〃	鹿 児 島 中 央	892-0846 [099(226)1574] 鹿児島市加治屋町10-1	〃	普通
〃	〃	錦 江 湾	891-0133 [099(261)2121] 鹿児島市平川町4047	〃	普通, 理数
〃	〃	武 岡 台	890-0022 [099(281)5233] 鹿児島市小野町3175	〃	普通, 情報科学
〃	〃	開 陽	891-0198 [099(263)3733] 鹿児島市西谷山1-2-1	全日	普通, 福祉
				定時	普通, オフィス情報
				通信	普通, 衛生看護
〃	〃	明 桜 館	891-1105 [099(298)4124] 鹿児島市郡山町100	全日	文理科学, 商業
〃	〃	松 陽	899-2702 [099(278)3986] 鹿児島市福山町573	〃	普通, 音楽, 美術
〃	〃	鹿 児 島 東	892-0861 [099(247)2000] 鹿児島市東坂元3-28-1	〃	普通
〃	〃	鹿 児 島 工 業	890-0014 [099(222)9205] 鹿児島市草牟田2-57-1	〃	工業Ⅰ類(電子機械系, 電気技術系, 情報技術系, 工業化学系), 工業Ⅱ類 (建築系, 建設技術系, インテリア系)
〃	〃	鹿 児 島 南	891-0141 [099(268)2255] 鹿児島市谷山中央8-4-1	〃	普通, 商業, 情報処理, 体育
〃	〃	種 子 島	891-3196 [0997(22)1270] 西之表市西之表9607-1	〃	普通, 生物生産, 電気
〃	〃	種 子 島 中 央	891-3604 [0997(24)2401] 熊毛郡中種子町野間4258-1	〃	普通, 情報処理, ミライデザイン (R6年度新設)
〃	〃	屋 久 島	891-4205 [0997(42)0013] 熊毛郡屋久島町宮之浦2479-1	〃	普通, 情報ビジネス

管 轄 安定所	設立 区分	学 校 名	(郵便番号) [電話番号] 所 在 地	全日 定時 制	学 科
鹿児島	市立	鹿 児 島 玉 龍	892-0806 [099(247)7161] 鹿児島市池之上町20-57	全日	普通
〃	〃	鹿 児 島 商 業	892-0863 [099(247)7171] 鹿児島市西坂元町58-1	〃	商業, 情報処理, 国際経済 (R6年度入学生より→ビジネスクリエイト, 情報イノベーション, アスリートスポーツへ改編)
〃	〃	鹿 児 島 女 子	890-0012 [099(223)8341] 鹿児島市玉里町27-1	〃	商業, 情報会計, 生活科学 (R7年度入学生より→ファッション・フードクリエイト, ライフ・スポーツ, ファイナンシャルビジネス, ビジネスデザイン, スポーツビジネスへ改編)
〃	県立	鹿 児 島 盲	891-0117 [099(263)6660] 鹿児島市西谷山1-3-3	〃	普通, 保健医療, 専攻医療, 専攻保健医療
〃	〃	鹿 児 島 聾	890-8686 [099(228)2200] 鹿児島市下伊敷1-52-27	〃	生活デザイン, 産業工芸, 理容, 専攻理容
〃	〃	武岡台特別支援	890-0022 [099(282)0440] 鹿児島市小野町2760	〃	普通
〃	〃	鹿児島特別支援	892-0877 [099(243)0114] 鹿児島市吉野1-42-1	〃	普通
〃	〃	鹿 児 島 南 特 別 支 援	891-0117 [099(266)6642] 鹿児島市西谷山2-5-3	〃	普通
〃	〃	鹿 児 島 高 等 特 別 支 援	892-0861 [099(248)3670] 鹿児島市東坂元3-28-1	〃	普通
〃	〃	中種子特別支援	891-3604 [0997(27)2818] 熊毛郡中種子町野間6584-4	〃	普通
		屋久島支援教室	891-4205 [0997(42)0013] 熊毛郡屋久島町宮之浦2479-1(屋久島高校内)	〃	普通
〃	私立	鹿 児 島	890-0042 [099(255)3211] 鹿児島市薬師1-21-9	〃	普通, 英数, 情報ビジネス
〃	〃	鹿 児 島 実 業	891-0180 [099(286)1313] 鹿児島市五ヶ別府町3591-3	〃	文理, 普通, 総合
〃	〃	樟 南	890-0031 [099(281)2900] 鹿児島市武岡1-120-1	〃	商業, 工業, 普通
〃	〃	鹿 児 島 情 報	891-0141 [099(268)3101] 鹿児島市谷山中央2-4118	〃	e-プレップ, プレップ, 普通, マルチメディア, 情報システム, 自動車工学, メカトロニクス, 情報処理
〃	〃	ラ ・ サ ー ル	891-0192 [099(268)3121] 鹿児島市小松原2-10-1	〃	普通
〃	〃	鹿児島純心女子	890-8522 [099(254)4121] 鹿児島市唐湊4-22-2	〃	普通
〃	〃	池 田 学 園 池 田	890-0033 [099(282)7888] 鹿児島市西別府町1680	〃	普通
〃	〃	志 學 館 高 等 部	890-0069 [099(252)1038] 鹿児島市南郡元町32-1	〃	普通
〃	〃	鹿 児 島 修 学 館	890-0023 [099(258)2211] 鹿児島市永吉2-9-1	〃	普通
〃	〃	屋久島おおぞら	891-4406 [0997(47)3300] 熊毛郡屋久島町平内34-2	通信	普通

■ 川内公共職業安定所

〒895－0063 薩摩川内市若葉町4-24 川内地方合同庁舎1階
〔TEL 0996(22)8609〕 5校(県立4・私立1)

管 轄 安定所	設立 区分	学 校 名	(郵便番号) [電話番号] 所 在 地	全日 定時 制	学 科
川内	県立	川 内	895－0061 [0996(23)7274] 薩摩川内市御陵下町6-3	全日	普通
〃	〃	川 内 商 工	895－0012 [0996(25)2554] 薩摩川内市平佐町1835	〃	機械, 電気, インテリア, 商業
〃	〃	川 薩 清 修 館	895－1401 [0996(44)5020] 薩摩川内市入来町副田5961	〃	ビジネス会計, 総合
〃	〃	薩 摩 中 央	895－1811 [0996(53)1207] 薩摩郡さつま町虎居1900	〃	普通, 生物生産, 農業工学, 福祉
〃	私立	れ い め い	895－0041 [0996(23)3178] 薩摩川内市隈之城町2205	〃	文理, 普通, 工学

■ 鹿屋公共職業安定所

〒893－0007 鹿屋市北田町3-3-11 鹿屋市産業支援センター1階
〔TEL 0994(42)4135〕 10校(県立8・市立1・私立1)

鹿屋	県立	串 良 商 業	893－1603 [0994(63)2533] 鹿屋市串良町岡崎2496-1	全日	情報処理, 総合ビジネス
〃	〃	楠 隼	893－1206 [0994(65)1192] 肝属郡肝付町前田5025	〃	普通
〃	〃	鹿 屋	893－0016 [0994(42)4145] 鹿屋市白崎町13-1	〃	普通
〃	〃	鹿 屋 農 業	893－0014 [0994(42)5191] 鹿屋市寿2-17-5	〃	農業, 園芸, 畜産, 農業機械, 農林環境, 食と生活
〃	〃	鹿 屋 工 業	893－0032 [0994(42)2165] 鹿屋市川西町4490	〃	機械, 土木, 建築, 電気, 電子
〃	〃	垂 水	891－2106 [0994(32)0062] 垂水市中央町14	〃	普通, 生活デザイン
〃	〃	南 大 隅	893－2501 [0994(24)3155] 肝属郡南大隅町根占川北413	〃	商業
〃	市立	鹿 屋 女 子	893－0064 [0994(43)2584] 鹿屋市西原1-24-35	〃	普通, 情報ビジネス, 生活科学
〃	県立	鹿 屋 特 別 支 援	893－0067 [0994(44)5109] 鹿屋市大浦町14000	〃	普通
〃	私立	鹿 屋 中 央	893－0014 [0994(43)3310] 鹿屋市寿8-12-26	〃	人間科学

■ 国分公共職業安定所

〒899-4332 霧島市国分中央一丁目4-35
〔TEL 0995(45)5311〕 15校(県立11・市立1・私立3)

管 轄 安定所	設立 区分	学 校 名	(郵便番号) [電話番号] 所 在 地	全日 定時 制	学 科
国分	県立	大 口	895-2511 [0995(22)1441] 伊佐市大口里2670	全日	普通
〃	〃	伊 佐 農 林	895-2506 [0995(22)1445] 伊佐市大口原田574	〃	農林技術, 生活情報
〃	〃	霧 島	899-6507 [0995(76)0039] 霧島市牧園町宿窪田330-5	〃	機械, 総合
〃	〃	蒲 生	899-5304 [0995(52)1155] 始良市蒲生町下久徳848-2	〃	普通, 情報処理
〃	〃	加 治 木	899-5214 [0995(63)2052] 始良市加治木町仮屋町211	〃	普通
〃	〃	加 治 木 工 業	899-5211 [0995(62)3166] 始良市加治木町新富町131	〃	建築, 工業化学, 土木, 電気, 機械, 電子
〃	〃	隼 人 工 業	899-5106 [0995(42)0023] 霧島市隼人町内山田1-6-20	〃	インテリア, 情報技術, 電子機械
〃	〃	国 分	899-4332 [0995(46)0001] 霧島市国分中央2-8-1	〃	普通, 理数
〃	〃	福 山	899-4501 [0995(56)2734] 霧島市福山町福山5399-1	〃	普通, 商業
〃	市立	国 分 中 央	899-4332 [0995(46)1535] 霧島市国分中央1-10-1	〃	園芸工学, 生活文化, ビジネス情報, スポーツ健康
〃	県立	加治木特別支援	899-5241 [0995(63)5729] 始良市加治木町木田1784	〃	普通
〃	〃	牧之原特別支援	899-4501 [0995(56)2665] 霧島市福山町福山6140-1	〃	普通
〃	私立	龍 桜	899-5241 [0995(63)3001] 始良市加治木町木田5348	〃	医療福祉, 看護(基礎課程, 専門課程), イングトリエイト, 保育専攻
〃	〃	鹿 児 島 第 一	899-4345 [0995(46)4608] 霧島市国分府中214	〃	普通
〃	〃	大 口 明 光 学 園	895-2511 [0995(22)0609] 伊佐市大口里1830	〃	普通

■ 加世田公共職業安定所

〒897-0031 南さつま市加世田東本町35-11
〔TEL 0993(53)5111〕 8校(県立7・私立1)

加世田	県立	枕 崎	898-0052 [0993(72)0217] 枕崎市岩崎町3	全日	総合
〃	〃	鹿 児 島 水 産	898-0083 [0993(76)2111] 枕崎市板敷南町650	〃	海洋, 情報通信, 食品工学, 海洋技術 専攻, 機関技術専攻, 情報通信専攻
〃	〃	加 世 田	897-0003 [0993(53)2049] 南さつま市加世田川畑3200	〃	普通
〃	〃	加 世 田 常 潤	897-0002 [0993(53)3600] 南さつま市加世田武田14863	〃	食農プロデュース, 生活福祉
〃	〃	川 辺	897-0221 [0993(56)1151] 南九州市川辺町田部田4150	〃	普通
〃	〃	薩 南 工 業	897-0302 [0993(83)2214] 南九州市知覧町郡5232	〃	建築, 機械, 情報技術, 生活科学
〃	〃	南 薩 特 別 支 援	899-3403 [0993(77)0100] 南さつま市金峰町尾下326	〃	普通
〃	私立	鳳 凰	897-1121 [0993(53)3633] 南さつま市加世田唐仁原1202	〃	看護(基礎課程, 専門課程), 普通, メディカルシステム, 総合福祉 (R6年度入学生より→看護(基礎課程, 専門課程), 普通, 文理へ改編)

■ 伊集院公共職業安定所 〒899-2521 日置市伊集院町大田825-3
〔TEL 099(273)3161〕 8校(県立5・私立3)

管 轄 安定所	設立 区分	学 校 名	(郵便番号) [電話番号] 所 在 地	全日 定時 制	学 科
伊集院	県立	吹 上	899-3305 [099(296)2411] 日置市吹上町今田1003	全日	電気, 電子機械, 情報処理
〃	〃	伊 集 院	899-2504 [099(273)2195] 日置市伊集院町郡1984	〃	普通
〃	〃	市 来 農 芸	899-2101 [0996(36)2341] いちき串木野市湊町160	〃	農業, 畜産, 環境園芸
〃	〃	串 木 野	896-0024 [0996(32)2064] いちき串木野市美住町65	〃	普通
〃	〃	串木野特別支援	896-0056 [0996(32)4105] いちき串木野市八房1041	〃	普通
〃	私立	神村学園高等部	896-8686 [0996(32)3232] いちき串木野市別府4460	全日	保育, 普通, 文理, 調理, 看護(基礎課程・専門課程)
				通信	普通
〃	〃	鹿 児 島 城 西	899-2593 [099(273)1234] 日置市伊集院町清藤1938	全日	調理, ビジネス情報, ホテル観光, 福祉共生専攻, ヘアーデザイン, ファッションデザイン, 社会福祉, トータルエステティック, 普通, 進学体育
〃	〃	鹿 児 島 育 英 館	899-2505 [099(273)1407] 日置市伊集院町猪鹿倉550	〃	普通

■ 大隅公共職業安定所 〒899-8102 曾於市大隅町岩川5575-1
〔TEL 099(482)1265〕 3校(県立2・私立1)

大隅	県立	曾 於	899-8605 [0986(76)6646] 曾於市末吉町二之方6080	全日	文理, 普通, 畜産食農, 機械電子, 商業
〃	〃	志 布 志	899-7104 [099(472)0200] 志布志市志布志町安楽178	〃	普通
〃	私立	尚 志 館	899-7104 [099(472)1318] 志布志市志布志町安楽6200-1	〃	特進, 商業, 建設工業, 普通, 医療福祉, 看護(基礎課程, 専門課程)

■ 出水公共職業安定所 〒899-0201 出水市緑町37-5
〔TEL 0996(62)0685〕 7校(県立5・市立1・私立1)

出水	県立	鶴 翔	899-1611 [0996(72)7310] 阿久根市赤瀬川1800	全日	農業科学, 食品技術, 総合
〃	〃	野 田 女 子	899-0502 [0996(84)2074] 出水市野田町下名5454	〃	食物, 生活文化, 衛生看護, 衛生看護専攻
〃	〃	出 水	899-0213 [0996(62)0281] 出水市西出水町1700	〃	普通
〃	〃	出 水 工 業	899-0214 [0996(62)0010] 出水市五万石町358	〃	建築, 機械電気
〃	市立	出 水 商 業	899-0131 [0996(67)1069] 出水市明神町200	〃	商業, 情報処理
〃	県立	出水特別支援	899-0208 [0996(63)3400] 出水市文化町966	〃	普通
〃	私立	出 水 中 央	899-0213 [0996(62)0500] 出水市西出水町448	〃	普通, 医療福祉, 看護(基礎課程, 専門課程)

■ 名瀬公共職業安定所

〒894-0036 奄美市名瀬長浜町1-1
〔TEL 0997(52)4611〕 10校(県立9・私立1)

管 轄 安定所	設立 区分	学 校 名	(郵便番号) [電話番号] 所 在 地	全日 定時 制	学 科
名瀬	県立	大 島	894-8588 [0997(52)4451] 奄美市名瀬安勝町7-1	全日	普通
〃	〃	奄 美	894-8567 [0997(52)6121] 奄美市名瀬古田町1-1	全日	機械電気, 商業, 情報処理, 家政, 衛生看護
			894-8567 [0997(52)0353] 奄美市名瀬古田町1-1	定時	商業
〃	〃	大 島 北	894-0512 [0997(63)0005] 奄美市笠利町中金久356	全日	普通, 情報処理
〃	〃	古 仁 屋	894-1508 [0997(72)0034] 大島郡瀬戸内町古仁屋399-1	〃	普通
〃	〃	喜 界	891-6201 [0997(65)0024] 大島郡喜界町赤連2536	〃	普通, 商業
〃	〃	徳 之 島	891-7101 [0997(82)1850] 大島郡徳之島町亀津784	〃	普通, 総合
〃	〃	沖 永 良 部	891-9293 [0997(93)2014] 大島郡知名町余多241	〃	普通, 商業
〃	〃	与 論	891-9301 [0997(97)2064] 大島郡与論町茶花1234-1	〃	普通
〃	〃	大 島 特 別 支 援	894-0412 [0997(62)3050] 大島郡龍郷町芦徳1912-1	〃	普通
		喜 界 支 援 教 室	891-6201 [0997(65)0024] 大島郡喜界町赤連2536(喜界高校内)	〃	普通
		徳之島支援教室	891-7101 [0997(82)1850] 大島郡徳之島町亀津784(徳之島高校内)	〃	普通
		沖永良部支援教室	891-9293 [0997(93)2014] 大島郡知名町余多241(沖永良部高校内)	〃	普通
〃	私立	樟 南 第 二	891-7611 [0997(85)2511] 大島郡天城町天城297	〃	商業, 工業, 普通

■ 指宿公共職業安定所

〒891-0404 指宿市東方9489-11
〔TEL 0993(22)4135〕 5校(県立4・市立1)

指宿	県立	指 宿	891-0402 [0993(22)3535] 指宿市十町236	全日	普通
〃	〃	山 川	891-0516 [0993(34)0141] 指宿市山川成川3423	〃	園芸工学・農業経済, 生活情報
〃	〃	頤 娃	891-0702 [0993(36)1141] 南九州市頤娃町牧之内2000	〃	普通, 機械電気
〃	市立	指 宿 商 業	891-0315 [0993(25)2204] 指宿市岩本2747	〃	商業マネジメント, 会計マネジメント, 情報マネジメント
〃	県立	指 宿 特 別 支 援	891-0403 [0993(23)3211] 指宿市十二町4193-2	〃	普通

鹿児島県内の大学等一覧表

(R7. 4. 1現在)

管 轄 安定所	設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号) [電話番号] 所 在 地	全日 定時制	学 部, 学 科
鹿児島	国立大学法人	鹿児島大学	890-0065 [099(285)3553] 鹿児島市郡元1-21-24	全日	農学部, 共同獣医学部
〃	〃	〃	890-0065 [099(285)7525] 鹿児島市郡元1-21-30	〃	法文学部
〃	〃	〃	890-0065 [099(285)7714] 鹿児島市郡元1-20-6	〃	教育学部
〃	〃	〃	890-0065 [099(285)8025] 鹿児島市郡元1-21-35	〃	理学部
〃	〃	〃	890-0065 [099(285)8232] 鹿児島市郡元1-21-40	〃	工学部
〃	〃	〃	890-8544 [099(275)6727] 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	〃	医学部
〃	〃	〃	890-8544 [099(275)6727] 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	〃	歯学部
〃	〃	〃	890-0056 [099(286)4134] 鹿児島市下荒田4-50-20	〃	水産学部
〃	私立	鹿児島国際大学	891-0197 [099(263)0722] 鹿児島市坂之上8-34-1	全日	経済学部, 福祉社会学部, 国際文化学部, 看護学部 (R5.4新設)
〃	〃	志 學 館 大 学	890-8504 [099(812)8507] 鹿児島市紫原1-59-1	全日	人間関係学部, 法学部
〃	県立	鹿児島県立 短期大学	890-0005 [099(220)1112] 鹿児島市下伊敷1-52-1	全日 二部	文学科, 生活科学科, 商経学科 商経学科(二部)
〃	私立	鹿児島純心 女子短期大学	890-8525 [099(258)1276] 鹿児島市唐湊4-22-1	全日	英語科, 生活学科
〃	〃	鹿児島女子 短期大学	890-8565 [099(254)9191] 鹿児島市高麗町6-9	全日	児童教育学科, 生活科学科, 教養学科
川内	〃	鹿児島純心大学	895-0011 [0996(23)5311] 薩摩川内市天辰町2365	全日	看護栄養学部, 人間教育学部
鹿屋	国立大学法人	鹿屋体育大学	891-2393 [0994(46)4883] 鹿屋市白水町1	全日	体育学部
国分	私立	第一工科大学	899-4395 [0995(45)0640] 霧島市国分中央1-10-2	全日	情報電子システム工学科, 航空工学科, 機械システム工学科, 環境エネルギー工学科, 建築デザイン学科
〃	〃	第一幼児教育 短期大学	899-4395 [0995(47)2072] 霧島市国分中央1-10-2	全日	幼児教育科
〃	国立	鹿児島工業 高等専門学校	899-5193 [0995(42)9015] 霧島市隼人町真孝1460-1	全日	機械工学科, 電気電子工学科, 電子制御工学科, 情報工学科, 都市環境デザイン工学科

鹿児島県内の専修学校一覧表(無料職業紹介事業届出校)

(R7. 4. 1現在)

管 轄 安定所	学 校 名	所 在 地	電 話 番 号
鹿 児 島	赤塚学園美容・デザイン専門学校	〒890-0055 鹿児島市上荒田町6-1	099-813-0033
〃	鹿児島医療技術専門学校	〒891-0133 鹿児島市平川町字宇都口5417-1	099-261-6161
〃	鹿児島医療福祉専門学校	〒890-0034 鹿児島市田上8-21-3	099-281-9911
〃	今村学園ライセンスアカデミー	〒892-0838 鹿児島市新屋敷町2-10	099-225-3300
〃	公益社団法人鹿児島県歯科医師会立 鹿児島歯科学院専門学校	〒892-0841 鹿児島市照国町13-15	099-223-7851
〃	鹿児島情報ビジネス公務員専門学校	〒892-0842 鹿児島市東千石町19-32	099-223-8400
〃	鹿児島鍼灸専門学校	〒890-0051 鹿児島市高麗町37-7	099-259-0615
〃	鹿児島キャリアデザイン専門学校	〒891-0141 鹿児島市谷山中央2-4173	099-267-2411
〃	KCS鹿児島情報専門学校	〒890-0065 鹿児島市郡元1-9-5	099-258-0121
〃	鹿児島工学院専門学校	〒891-0101 鹿児島市五ヶ別府町3721-7	099-281-7111
〃	南九州医療事務医療秘書専門学校	〒890-0054 鹿児島市荒田1-27-1	099-250-7111
〃	鹿児島レディスカレッジ	〒892-0846 鹿児島市加治屋町12-9	099-239-2603
〃	赤塚学園看護専門学校	〒890-0055 鹿児島市上荒田町21-12	099-812-6611
〃	鹿児島環境・情報専門学校	〒890-0034 鹿児島市田上3-4-8	099-204-7112
〃	鹿児島県美容専門学校	〒890-0063 鹿児島市鴨池2-4-6	099-254-3117
国 分	鹿児島第一医療リハビリ専門学校	〒899-4395 霧島市国分中央1-12-42	0995-48-5551
伊 集 院	神 村 学 園 専 修 学 校	〒896-8686 いちき串木野市別府4460	0996-32-3232
〃	鹿児島県立農業大学校	〒899-3311 日置市吹上町和田1800	099-245-1071
名 瀬	奄美看護福祉専門学校	〒894-0771 奄美市名瀬小湊338-2	0997-54-9111
〃	奄美情報処理専門学校	〒894-0012 奄美市名瀬小俣町3-50	0997-52-6999

鹿児島県内の公共職業能力開発施設一覧表

(R 7. 4. 1 現在)

管 轄 安 定 所	設 立 区 分	職業能力 開発校名	(郵便番号) [電話番号] 所 在 地	訓 練 科 名
鹿 児 島	独立 行政 法人	高齢・障害・求職者 雇用支援機構 鹿児島支部 鹿児島職業能力 開発促進センター (ポリテクセンター 鹿児島)	890-0068[099(254)3788] 鹿児島市東郡元町 14-3	CAD/NC技術科, CADものづくりサポート科, 溶接技術科, 電気設備技術科, 電気工事実践科, ビル管理技術科, 住環境計画科
川 内	〃	高齢・障害・求職者 雇用支援機構 鹿児島支部 川内職業能力 開発短期大学校 (ポリテクカレッジ 川内)	895-0211[0996(22)2121] 薩摩川内市高城町 2526	生産技術科 [高2] 電子情報技術科 [高2] 電気エネルギー制御科 [高2]
川 内	県立	宮 之 城 高 等 技 術 専 門 校	895-1804[0996(53)0207] 薩摩郡さつま町船木 881	室内造形科 [中2] 建築工学科 [高2]
鹿 屋	〃	鹿 屋 高 等 技 術 専 門 校	893-0032[0994(44)8674] 鹿屋市川西町 3482	電気設備科 [高2]
伊 集 院	〃	吹 上 高 等 技 術 専 門 校	899-3302[099(296)2050] 日置市吹上町中之里 1717	金属加工科 [中2] 自動車工学科 [高2] 機械整備科 [高1]
国 分	〃	始 良 高 等 技 術 専 門 校	899-5431[0995(65)2247] 始良市西餅田 1120	情報処理科 [高2] メカトロニクス科 [高2]
川 内	国立 県営	鹿児島障害者 職業能力開発校	895-1402[0996(44)2206] 薩摩川内市入来町浦之名 1432	情報電子科, OA 事務科, グラフィックデザイン科, 介護福祉サービス科, アパレル科, ワークトレーニング科

表中 [中2] ……中卒2年訓練課程 [高1] ……高卒1年訓練課程

[高2] ……高卒2年訓練課程

(注) 上記施設は全て無料職業紹介事業届出校です。

(注) 希望者が少数の訓練科は休止する場合があります。

(注) 令和7年度の吹上高等技術専門学校機械整備科は休止としています。

新規学校卒業者等のための催しもの（予定）

- ◎ 令和 7 年 6 月
「高校生とその保護者に対する合同企業説明会」（オンライン）
（お問い合わせ先）鹿児島県商工労働水産部産業人材確保・移住促進課（TEL099-286-3098）

- ◎ 令和 7 年 7 月
鹿児島市内
「県内企業と高校等就職指導担当者との情報交換会」
（お問い合わせ先）鹿児島県商工労働水産部産業人材確保・移住促進課（TEL099-286-3098）

- ◎ 令和 7 年 1 1 月
鹿児島市内
「新卒者のための就職面接会 in 鹿児島」
（お問い合わせ先）鹿児島労働局職業安定部訓練課（TEL099-219-8711）

- ◎ 令和 7 年 1 2 月
カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター）
鹿児島で暮らそ！ 進学・就職応援フェア「みらいワークかごしま」
（お問い合わせ先）鹿児島県商工労働水産部産業人材確保・移住促進課（TEL099-286-3098）

- ◎ 令和 8 年 3 月
「合同企業説明会&U I ターンフェア」（オンライン）
（お問い合わせ先）鹿児島県商工労働水産部産業人材確保・移住促進課（TEL099-286-3098）

鹿児島県内の公共職業安定所等一覧表

職業安定部 訓練課 〒892-0847 鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル ☎099(219)8711(代)

○ は本 所
() は出張所
【 】は分 室

安 定 所 名	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	管 轄 区 域
○ 鹿 児 島	鹿児島市下荒田 1-43-28	890-8555	099(250)6060	鹿児島市, 鹿児島郡
(熊 毛)	西之表市西之表 16314-6	891-3101	0997(22)1318	西之表市, 熊毛郡
○ 川 内	薩摩川内市若葉町 4-24	895-0063	0996(22)8609	薩摩川内市
(宮 之 城)	薩摩郡さつま町宮之城屋地 2035-3	895-1803	0996(53)0153	薩摩郡
○ 鹿 屋	鹿屋市北田町 3-3-11	893-0007	0994(42)4135	鹿屋市, 垂水市, 肝属郡
○ 国 分	霧島市国分中央 1-4-35	899-4332	0995(45)5311	霧島市, 姶良市
(大 口)	伊佐市大口里 768-1	895-2511	0995(22)8609	伊佐市, 姶良郡
○ 加 世 田	南さつま市加世田東本町 35-11	897-0031	0993(53)5111	南さつま市, 枕崎市, 南九州市のうち知覧町及び川辺町
○ 伊 集 院	日置市伊集院町大田 825-3	899-2521	099(273)3161	日置市, いちき串木野市
○ 大 隅	曾於市大隅町岩川 5575-1	899-8102	099(482)1265	曾於市, 志布志市, 曾於郡
○ 出 水	出水市緑町 37-5	899-0201	0996(62)0685	出水市, 阿久根市, 出水郡
○ 名 瀬	奄美市名瀬長浜町 1-1	894-0036	0997(52)4611	奄美市, 大島郡のうち瀬戸内町, 大和村, 宇検村, 龍郷町, 喜界町, 和泊町, 知名町, 与論町
【徳 之 島】	大島郡徳之島町亀津 553-1	891-7101	0997(82)1438	大島郡のうち徳之島町, 天城町, 伊仙町
○ 指 宿	指宿市東方 9489-11	891-0404	0993(22)4135	指宿市, 南九州市のうち穎娃町

名 称	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	業 務 内 容
ワークプラザ 天文 館	鹿児島市東千石町1番38号 鹿児島商工会議所ビル(アイムビル)6階	892-0842	099(223)8010	職業相談・職業紹介 (マザーズコーナー, ミドルシニア世代・フリーター支援等)
県若者就職 サポートセンター	鹿児島市東千石町1番38号 鹿児島商工会議所ビル(アイムビル)3階	892-0842	099(216)9001	就職関連情報の提供・就職に関する個別相談
鹿児島新卒応援 ハローワーク	鹿児島市東千石町1番38号 鹿児島商工会議所ビル(アイムビル)3階	892-0842	099(224)3433	新規学校卒業予定者及び3年以内既卒者の職業相談・ 職業紹介, 新規学卒者を対象とする求人の受理
ワークサポート みなみ	鹿児島市宇宿 2-3-5 オープンアミズミ 3階	890-0073	099(257)5670	職業相談・職業紹介
霧島わかもの ハローワーク	霧島市隼人町見次 1229 イオン隼人国分店 2階	899-5117	0995(64)2251	35歳未満(既卒者含む)の方の職業相談, 職業紹介
姶良市ふるさと ハローワーク	姶良市宮島町 32-4	899-5432	0995(67)8510	職業相談・職業紹介
志布志市ふるさと ハローワーク	志布志市志布志町志布志 2-1-1	899-7192	099(471)1710	職業相談・職業紹介

県 外 事 務 所	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号
鹿児島県 ふるさと人材相談室	鹿児島市鴨池新町 10-1 県庁 10階 産業人材確保・移住促進課内	890-8577	099(250)6855 フリーダイヤル 0120-445-106
鹿児島県 ふるさと人材相談室 東京事務所	東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 12階 鹿児島県東京事務所内	102-0093	03(5212)9062
鹿児島県 ふるさと人材相談室 大阪事務所	大阪市北区梅田 1-3-1-900 大阪駅前第一ビル 9階 11号 鹿児島県大阪事務所内	530-0001	06(6341)5618